日本たばこ産業株式会社

証券コード　2914

第35回　定時株主総会
招集ご通知

日　時
2020年３月19日（木曜日）　午前10時
（受付開始 午前９時）

場　所
ザ・プリンス パークタワー東京
地下２階　ボールルーム
（東京都港区芝公園四丁目８番１号）

スマートフォンで、議決権行使をする！！

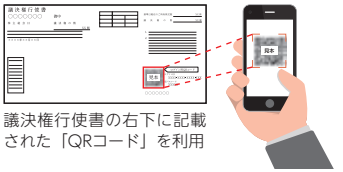

議決権行使書の右下に記載された「QRコード」を利用

スマートフォンで、招集ご通知を見る！！

こちらの「QRコード」又はURL（https://p.sokai.jp/2914/）よりアクセスいただきご参照ください。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　執行役員を兼務する取締役に対する譲渡制限付株式及びパフォーマンス・シェア・ユニット付与のための報酬決定並びに取締役の報酬額改定の件

株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

ひとのときを、想う。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに第35回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループを取り巻く事業環境は、今後とも厳しさを増すとともに、かつてない規模とスピードで変化が進行するものと捉えております。

JTグループは、これまでグローバル化や事業構造改革等をはじめ、将来起こり得る変化をチャンスと捉えて、様々な取組みを行ってまいりましたが、このような不確実性の高い環境下で勝ち抜くためには、変化への対応力だけではなく、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化が必要であると考えています。

その進化に向けては、お客様視点を起点とした行動変革が必要であり、そのためにもJTグループの経営理念である「4Sモデル」を更なる高みに発展させていくことが重要と認識しています。「4Sモデル」とは、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことを掲げたJTグループの経営理念です。

この「4Sモデル」に基づき、中長期に亘る利益成長に向けた事業投資を着実に実行していくことが、企業価値の継続的な向上につながり、株主様を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しています。その追求に向け、JTはグループをあげて、全力で取り組んでまいります。

代表取締役社長

寺畠正道

2020年2月

代表取締役社長　寺畠正道

目　次

招集ご通知
第35回定時株主総会招集ご通知…… 3
株主総会にご出席いただけない場合の議決権行使方法のご案内…… 5

株主総会参考書類（議案）
株主総会参考書類…… 7

事業報告 ※ご参考として、グラフや写真等を掲載しております。
Ⅰ．企業集団の現況に関する事項…… 32
Ⅱ．会社の株式に関する事項…… 50
Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項…… 51
Ⅳ．会社役員に関する事項…… 52
Ⅴ．会計監査人に関する事項…… 56
Web 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

連結計算書類
連結財政状態計算書…… 59
連結損益計算書…… 60
Web 連結持分変動計算書
Web 連結計算書類の注記

計算書類
貸借対照表…… 61
損益計算書…… 62
Web 株主資本等変動計算書
Web 計算書類の注記

監査報告
連結計算書類に係る会計監査人監査報告…… 63
会計監査人監査報告…… 64
監査役会監査報告…… 65

Web このマークの事項は、法令及び当社定款第17条の定めに従い、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

スマートフォンで議決権行使をする！！

✓従来の用紙記入・郵送が不要
✓パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
✓面倒なID・パスワードの入力が不要

詳細は「株主総会にご出席いただけない場合の議決権行使方法のご案内」（5ページ）をご覧ください。

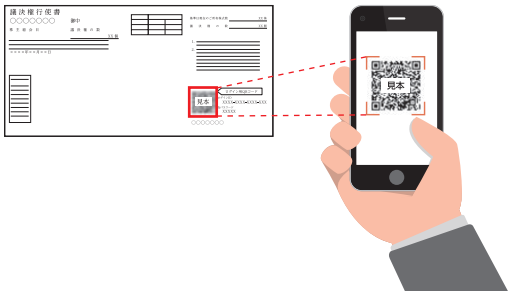

スマートフォンで招集ご通知を見る！！

当社では、招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ウェブサイトにアクセスできる「スマート招集」を導入しております。

以下の「QRコード」又はURL（https://p.sokai.jp/2914/）よりアクセスいただきご参照ください。

証券コード　2914
2020年２月28日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長　寺　畠　正　道

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「株主総会にご出席いただけない場合の議決権行使方法のご案内」（５～６ページ）に従って、2020年３月18日（水曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1	日　　時		**2020年３月19日（木曜日）午前10時**
2	場　　所		東京都港区芝公園四丁目８番１号 **ザ・プリンス パークタワー東京　地下２階　ボールルーム**
3	目的事項	報告事項	1. 第35期（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）計算書類の内容報告の件
		決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役９名選任の件 第４号議案　執行役員を兼務する取締役に対する譲渡制限付株式及びパフォーマンス・シェア・ユニット付与のための報酬決定並びに取締役の報酬額改定の件

以　上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 本株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jti.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

・事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」
・連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結計算書類の注記」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の注記」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jti.co.jp/）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト▶https://www.jti.co.jp/

株主総会にご来場いただく株主様へのご案内

◎当日ご来場の際は、本株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎開会直前は、混雑が予想されます。また、第１会場が満席の場合、第２会場へのご案内となります。
お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。
なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様１名に限らせていただきます。

◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。なお、日本語の手話通訳に限り、当社にて通訳者を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、３月12日（木曜日）までに必着で当社宛に書面にてお申し出願います。

◎株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合の議決権行使方法のご案内

インターネットで議決権を行使される場合

スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶▶▶▶ 2020年3月18日（水）午後6時まで

スマートフォンから

1 お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。

- 従来の用紙記入・郵送が不要
- パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- 面倒なID・パスワードの入力が不要

※ QRコード読取によるログインでの議決権行使は１回のみ可能です。
再行使する場合は、「パソコン等から」と同様の方法で行使願います。

※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。
※ご利用の「QRコード」読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

パソコン等から

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

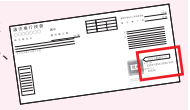

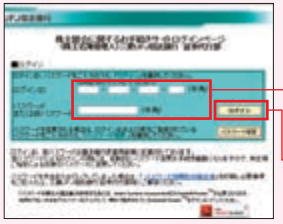

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※ パソコンで表示した場合の画面イメージです。

3 新しいパスワードを登録してください。

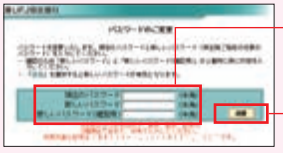

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合せ願います。

システム等に関するお問い合せ先 ▶ 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120-173-027（受付時間　9：00～21：00　通話料無料）

機関投資家の皆様へ　当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 ▶▶▶▶ 2020年３月18日（水）午後6時までに到着

議決権行使書用紙

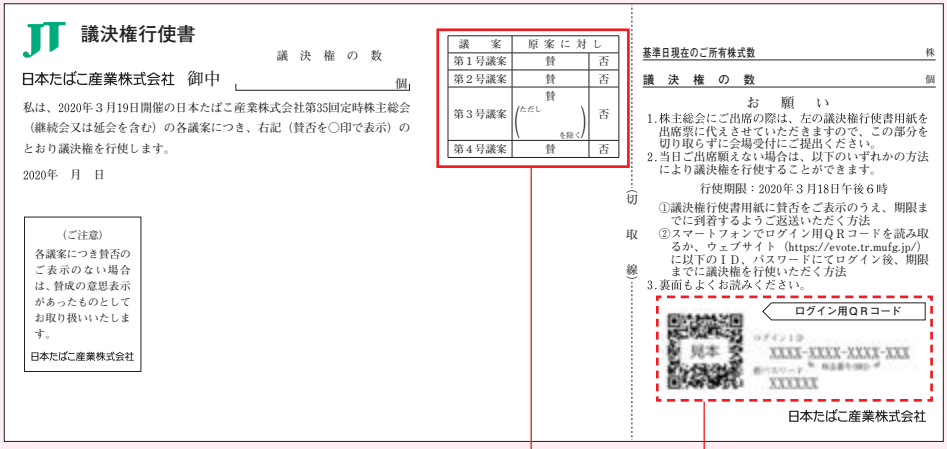

議決権行使書

日本たばこ産業株式会社　御中

議決権の数　　個

私は、2020年３月19日開催の日本たばこ産業株式会社第35回定時株主総会（継続会又は延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2020年　月　日

（ご注意）
各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
日本たばこ産業株式会社

議案	原案に対し	
第１号議案	賛	否
第２号議案	賛	否
第３号議案	賛（ただし を除く）	否
第４号議案	賛	否

切取線

基準日現在のご所有株式数　　株

議決権の数　　個

お願い

1. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を出席票に代えさせていただきますので、この部分を切り取らずに会場受付にご提出ください。
2. 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

行使期限：2020年３月18日午後６時

①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようご返送いただく方法
②スマートフォンでログイン用ＱＲコードを読み取るか、ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）に以下のＩＤ、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使いただく方法

3. 裏面もよくお読みください。

ログイン用ＱＲコード

見本

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
仮パスワード
XXXXXX

日本たばこ産業株式会社

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号・第2号・第4号議案

賛成の場合：**「賛」の欄に○印**
反対の場合：**「否」の欄に○印**

第3号議案

全員賛成の場合：**「賛」の欄に○印**
全員反対の場合：**「否」の欄に○印**
一部の候補者を反対される場合：
「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（　）内にご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる「**QRコード**」、「**ログインID**」と「**仮パスワード**」が記載されています

◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い

(1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針を掲げています。その中で、強固な財務基盤(注)を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図っております。

これらの方針のもと、第35期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(注)「財務方針」として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金77円　総額　136,582,864,418円
なお、昨年９月に中間配当金として77円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期と比べ４円増額の１株につき154円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年３月23日

【ご参考】１株当たり配当金(注)（円）の推移

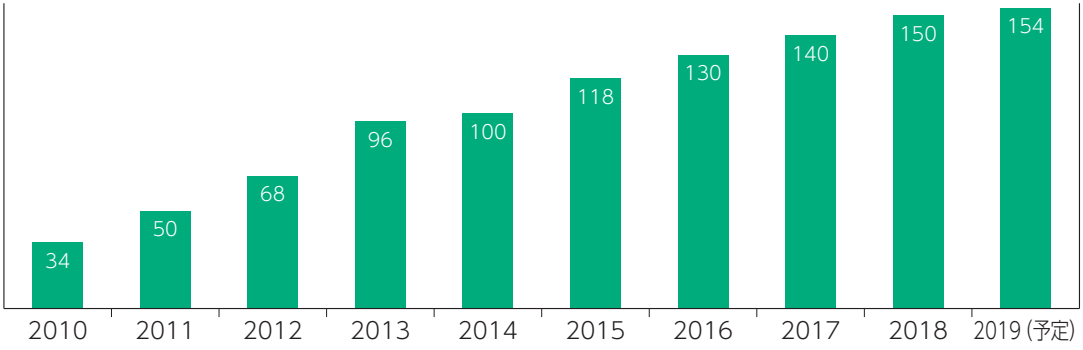

(注) １株当たり配当金は、2012年7月1日を効力発生日として、１株につき200株の割合で株式分割を行っており、遡って当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値

【ご参考】

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく

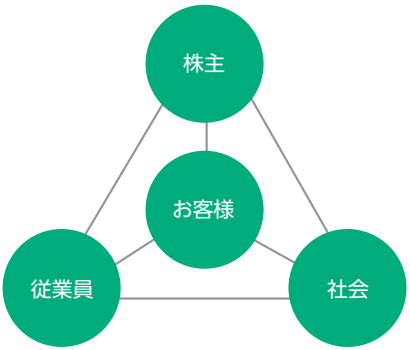

経営計画2020は、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率(注1)における、中長期に亘る年平均mid to high single digit(注2)成長を目指してまいります。また、経営資源配分方針については、以下のとおりとしております。

経営資源配分方針

当社グループの経営理念である４Ｓモデルに基づき経営資源の配分を実行

・中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先
・事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視

事業投資

－お客様へ新たな価値・満足を継続的に提供することで、質の高いトップライン成長を目指す
－たばこ事業の成長投資を最重要視

株主還元

－強固な財務基盤を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元向上を図る
・１株当たり配当金の安定的・継続的な成長(注3)を目指す
・自己株式取得は、事業環境や財務状況の中期的な見通し等を踏まえて、実施の是非を検討
・なお、引き続きグローバルFMCG(注4)の還元動向をモニタリング

(注)1. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
2. mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ
3. 中長期の為替一定調整後営業利益の成長率の見通しを基本としつつ、当期利益の水準も勘案
4. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているFast Moving Consumer Goods（日用消費財）企業群

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、当社を取り巻く事業環境が今後一層厳しさを増すとともに、かつてない規模とスピードで変化していくものと認識しております。そうした不確実性の高い事業環境下において、当社グループが引き続き中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上を実現していくにあたって、コーポレート・ガバナンスの強化をはじめとした経営基盤のより一層の充実・強化を図る必要があるため、役付取締役の規定を変更するものです。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役及び役付取締役等） 第23条 ２　本会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、必要に応じて、会長１名を選定する。	（代表取締役及び役付取締役等） 第23条 ２　本会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、必要に応じて、会長１名、副会長若干名を選定する。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1　丹呉泰健（たんご やすたけ）　（1951年３月21日生）　所有する当社の株式数　13,800株

再　任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年４月　大蔵省入省
2006年10月　財務省理財局長
2007年７月　同省大臣官房長
2008年７月　同省主計局長
2009年７月　同省財務事務次官
2010年７月　同省財務事務次官退官
2010年12月　株式会社読売新聞グループ本社監査役（2012年12月退任）
2012年12月　内閣官房参与（2014年４月退任）
2014年６月　当社取締役会長（現在）
2015年６月　株式会社大垣共立銀行社外取締役（現在）

（重要な兼職の状況）
株式会社大垣共立銀行社外取締役

取締役候補者とした理由
丹呉泰健氏は、2014年６月に当社取締役会長に就任しております。長年に亘る省庁における経験の中で、財務事務次官などの要職を歴任するとともに、官民を問わず多様な交流を通じて培ったコーポレート・ガバナンスをはじめとする豊富な知見と経験を有しております。また、当社取締役会議長、人事・報酬諮問委員会及びコンプライアンス委員会の委員長を務めており、同氏の幅広い視野と高い視座は、今後も当社グループのガバナンス向上において必要不可欠であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）１．丹呉泰健氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 2

いわ いむつお 岩井睦雄 (1960年10月29日生)

所有する当社の株式数　27,000株

再　任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4 月　日本専売公社入社
2003年 6 月　当社経営企画部長
2004年 7 月　当社経営戦略部長
2005年 6 月　当社執行役員
　　食品事業本部　食品事業部長
2006年 6 月　当社取締役　常務執行役員
　　食品事業本部長
2008年 6 月　当社常務執行役員　企画責任者
2010年 6 月　当社取締役　常務執行役員
　　企画責任者　兼　食品事業担当
2011年 6 月　当社取締役
　　JT International S.A. Executive Vice President
2013年 6 月　当社専務執行役員　企画責任者
2016年 1 月　当社専務執行役員　たばこ事業本部長
2016年 3 月　当社代表取締役副社長
　　たばこ事業本部長
2020年 1 月　当社取締役（現在）

取締役候補者とした理由

岩井睦雄氏は、2016年３月に当社代表取締役副社長に就任し、不透明かつ不確実な事業環境においても、的確な意思決定力に裏打ちされた力強い事業執行力で、主力事業であるたばこ事業を牽引してきました。同氏がこれまで、たばこ事業、食品事業、企画担当等、国内外における様々な経験で培ってきた幅広く深い知見と洞察力が、当社グループの事業推進に必要なガバナンス強化や各ステークホルダーとの関係強化等に必要不可欠と考えることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1．岩井睦雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．同氏は、2020年１月１日付で代表権のない取締役に就任しております。
3．当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 3

寺畠正道（てらばたけまさみち）（1965年11月26日生）

所有する当社の株式数　21,400株

再　任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年４月　当社入社
2005年７月　当社秘書室長
2008年７月　当社経営企画部長
2011年６月　当社執行役員　企画責任者　兼
　　食品事業担当
2012年６月　当社執行役員　企画責任者
2013年６月　当社取締役
　　JT International S.A. Executive Vice President
2018年１月　当社執行役員社長　最高経営責任者
2018年３月　当社代表取締役社長　最高経営責任者
　　（現在）

（重要な兼職の状況）
JT International Group Holding B.V. Managing Director

取締役候補者とした理由
寺畠正道氏は、2018年１月に当社執行役員社長、同年３月に代表取締役社長に就任しております。国内外の経営戦略立案・実行、JT International S.A. Executive Vice Presidentとして海外たばこ事業の事業執行など、様々な任務を通じて培った豊富な経験とグローバルな事業経営に関する知見及び強いリーダーシップで、これまで当社グループの成長を牽引してまいりました。同氏が有する極めて高い視座・幅広い視野と、強い変革力は、今後も当社グループの経営にとって必要不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．寺畠正道氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．同氏は、2020年１月１日より、たばこ事業本部長を兼ねております。
３．同氏は、2020年５月開催予定の、JT International Group Holding B.V.取締役会において、同社　Chairman and Managing Directorに就任予定です。

候補者番号

4　見浪直博（みなみなおひろ）　（1964年１月21日生）

所有する当社の株式数　14,800株

再　任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4 月	当社入社
2005年12月	当社経理部長
2010年 7 月	当社財務副責任者　兼　経理部長
2012年 6 月	当社執行役員　財務責任者　兼　経理部長
2012年 7 月	当社執行役員　財務責任者
2018年 1 月	当社執行役員副社長　最高財務責任者、コミュニケーション担当
2018年 3 月	当社代表取締役副社長　最高財務責任者、コミュニケーション担当（現在）

（重要な兼職の状況）
JT International Holding B.V. Supervisory Board member

取締役候補者とした理由

見浪直博氏は、2018年１月に当社執行役員副社長、同年３月に代表取締役副社長に就任しております。当社経理部長、執行役員財務責任者等を歴任する中で培ってきた会計・財務分野を中心とした幅広く深い知見を如何なく発揮し、当社経営の一翼を担い、その成長に貢献してまいりました。同氏の多様な経験と、それに裏打ちされた的確な意思決定力と戦略志向は、当社グループの事業成長を支える経営基盤の整備、拡充に資するものであり、今後の当社のグループ経営を更に推進するために必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）見浪直博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

廣渡清栄（ひろわたりきよひで）（1965年11月11日生）

所有する当社の株式数　9,200株

再　任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年４月　当社入社
2010年７月　当社法務部長
2012年６月　当社執行役員　法務責任者　兼　法務部長
2014年７月　当社執行役員　法務責任者
2015年１月　当社執行役員
　たばこ事業本部　事業企画室長
2017年１月　当社執行役員　人事担当
2018年１月　当社執行役員副社長
　コンプライアンス・総務・法務・企画・
　IT・CSR・人事・監査担当
2018年３月　当社代表取締役副社長
　コンプライアンス・総務・法務・企画・
　IT・CSR・人事・監査担当
2019年１月　当社代表取締役副社長
　コーポレート・医薬事業・食品事業担当
　（現在）

取締役候補者とした理由

廣渡清栄氏は、2018年１月に当社執行役員副社長、同年３月に代表取締役副社長に就任しております。当社執行役員法務責任者、たばこ事業本部事業企画室長、人事担当等の多様な要職の歴任から獲得した企業法務・事業経営・人事等の領域における幅広い知見とリーダーシップを、当社の持続的成長の基盤整備及び戦略策定に発揮してまいりました。同氏がこれまで多岐に亘る分野で培ってきた知見と経験に基づく鋭い洞察力、的確な意思決定力は、今後も当社グループの経営にとって必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）廣渡清栄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 6

やましたかずひと
山下和人 (1963年２月４日生)

所有する当社の株式数　7,200株

再　任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4 月	当社入社
2007年 5 月	当社たばこ事業本部　渉外企画部長
2009年 7 月	当社たばこ事業本部　社会環境推進部長
2010年 6 月	当社執行役員　たばこ事業本部 渉外責任者
2015年 1 月	当社常務執行役員　たばこ事業本部 中国事業部長
2019年 1 月	当社専務執行役員 コンプライアンス・サステナビリティ マネジメント・総務担当
2019年 3 月	当社取締役専務執行役員 コンプライアンス・サステナビリティ マネジメント・総務担当（現在）

取締役候補者とした理由

山下和人氏は、2019年３月に当社取締役専務執行役員に就任しております。当社執行役員渉外責任者、常務執行役員中国事業部長等として社会環境整備の推進及び海外事業の発展に注力してきた幅広い経験とそれらを通じて獲得してきた知見を、当社の事業環境整備に発揮し、貢献してまいりました。同氏がこれまで培ってきた幅広い知見とリーダーシップは、今後も当社グループの持続的成長の基盤となるサステナビリティマネジメントに必要不可欠なものであり、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）山下和人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 7

幸田真音（こうだ まいん）（1951年４月25日生）

社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時） 7年9ヶ月
所有する当社の株式数 0株

再 任
社外取締役
独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年９月	作家として独立（現在）
2003年１月	財務省財政制度等審議会委員
2004年４月	滋賀大学経済学部客員教授
2005年３月	国土交通省交通政策審議会委員
2006年11月	政府税制調査会委員
2010年６月	日本放送協会経営委員（2013年６月退任）
2012年６月	当社社外取締役（現在）
2013年６月	株式会社LIXILグループ社外取締役（2019年６月退任）
2016年６月	株式会社日本取引所グループ社外取締役（現在）
2018年６月	三菱自動車工業株式会社社外取締役（現在）

（重要な兼職の状況）
作家
株式会社日本取引所グループ社外取締役
三菱自動車工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

幸田真音氏は、2012年６月に当社社外取締役に就任いただいております。国際金融に関する高い識見や、政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験に加え、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場から業務執行の監督に尽力いただきました。また、当社取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に多大なる貢献をいただいております。同氏の多様な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．幸田真音氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
３．同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
当社は、同氏が2013年６月まで経営委員を務めた日本放送協会と、放送法に基づき締結される放送受信契約に基づき、日本放送協会に対して、一定の受信料の支払を行っておりますが、2019年度の当該受信料の支払金額は、日本放送協会の2018年度経常事業収入の0.001%未満、当社の2019年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。当該受信料の支払は、放送法に基づく交渉余地のないものであり、事業取引に該当しないものです。当該受信料の支払のほか、日本放送協会との間に事業上の取引関係はありません。
また、当社は、同氏が社外取締役を務める株式会社日本取引所グループの子会社である株式会社東京証券取引所に対して、上場に係る手数料等の支払を行っておりますが、2019年度の当該上場に係る手数料等の支払金額は、株式会社日本取引所グループの2018年度連結営業収益の0.005%未満、当社の2019年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。
これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
４．当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。

候補者番号 8

わたなべこういちろう
渡邉光一郎 (1953年４月16日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時)　２年
所有する当社の株式数　0株

再　任
社外取締役
独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年４月	第一生命保険相互会社入社
2001年７月	同社取締役
2004年４月	同社常務取締役
2004年７月	同社常務執行役員
2007年７月	同社取締役常務執行役員
2008年４月	同社取締役専務執行役員
2010年４月	第一生命保険株式会社代表取締役社長
2016年10月	第一生命ホールディングス株式会社代表取締役社長
2017年４月	同社代表取締役会長（現在） 第一生命保険株式会社代表取締役会長（現在）
2018年３月	当社社外取締役（現在）
2019年５月	一般社団法人日本経済団体連合会副会長・理事（現在）

（重要な兼職の状況）
第一生命ホールディングス株式会社代表取締役会長
第一生命保険株式会社代表取締役会長
一般社団法人日本経済団体連合会副会長・理事

社外取締役候補者とした理由

渡邉光一郎氏は、2018年３月に当社社外取締役に就任いただいております。財務の健全性と高い収益性を両立させる事業運営を長年に亘り牽引されてこられた卓越した企業経営の経験と高い識見を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に尽力いただきました。また、当社取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に多大なる貢献をいただいております。ガバナンス体制強化に関する豊富な経験と、資本市場を熟知した、投資家視点からの客観的かつ幅広い知見は、今後も当社グループにとって必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．渡邉光一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
３．同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
同氏が代表取締役会長を務める第一生命保険株式会社は当社株式を保有していますが、その持株比率は１%未満であります。
当社は、同氏が代表取締役会長を務める第一生命保険株式会社との間に年金の運用等の取引関係がありますが、2019年度の取引金額は第一生命保険株式会社の2018年度経常収益の0.001%未満、当社の2019年度の連結売上収益の0.002%未満であり、僅少であります。
当社は、同氏が副会長・理事を務める一般社団法人日本経済団体連合会に対して、会費等の支払を行っておりますが、2019年度の当該会費等の支払金額は、一般社団法人日本経済団体連合会の2018年度経常収益の0.4%未満、当社の2019年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。
これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
４．同氏が代表取締役会長を務める第一生命ホールディングス株式会社において、当社で2018年３月まで取締役を務め、過去において業務執行者であった新貝康司氏が2019年６月より同社社外取締役に就任しておりますが、同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」の定める要件及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準の要件をいずれも満たしております。なお、新貝康司氏は、2018年３月27日の定時株主総会終結の時をもって当社取締役を退任しており、同時点以降、当社の経営、業務執行への関与はありません。
５．当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。

候補者番号 9

長嶋由紀子（ながしま ゆき こ）（1961年４月４日生）

社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）　１年
所有する当社の株式数　0株

再　任
社外取締役
独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年４月　株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
2006年４月　同社執行役員
2008年１月　株式会社リクルートスタッフィング代表取締役社長（2016年３月退任）
2012年10月　株式会社リクルートホールディングス執行役員
2016年６月　同社常勤監査役（現在）
2018年４月　株式会社リクルート常勤監査役（現在）
2019年３月　当社社外取締役（現在）

（重要な兼職の状況）
株式会社リクルートホールディングス常勤監査役
株式会社リクルート常勤監査役

社外取締役候補者とした理由

長嶋由紀子氏は、2019年３月に当社社外取締役に就任いただいております。事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監査役としての経験に基づく客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に尽力いただきました。また、当社取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に多大なる貢献をいただいております。経営と監査双方の立場での経験と、それにより培われた高い識見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．長嶋由紀子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
３．同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
当社は、同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートホールディングス、株式会社リクルート双方との間に採用等の取引関係がありますが、2019年度の取引金額は株式会社リクルートホールディングスの2018年度連結売上収益の0.01％未満、当社の2019年度の連結売上収益の0.02％未満であり、僅少であります。
これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
４．当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。
５．同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートは、2019年５月、業務委託先への委託料支払に関し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から勧告を受けました。また、同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートは、同社による事業運営委託のもと、その子会社である株式会社リクルートキャリアが運営していた学生の選考離脱や内定辞退の可能性を示すサービス「リクナビDMPフォロー」において、2019年12月、個人情報の保護に関する法律に違反する事実等があったとして、個人情報保護委員会より勧告及び指導を、2019年12月、職業安定法及び同法に基づく指針に違反する事実があったとして、東京労働局より指導を受けました。いずれの事案においても、同氏は、上記各事実が判明するまでかかる各事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った意見陳述等を行っておりました。上記各事実の判明後は、その都度、社内監査部門からの情報収集や再発防止策への提言・確認に努めました。

【ご参考】選任後の取締役会の構成（予定）

氏　名	当社における地位・担当	取締役会への出席状況	取締役在任年数	重要な兼職数	人事・報酬諮問委員会
再任 丹呉 泰健（たんご やすたけ）	取締役会長	14回/14回（100%）	5年9ヶ月	1	●
再任 岩井 睦雄（いわい むつお）	取締役副会長	14回/14回（100%）	4年	–	–
再任 寺畠 正道（てらばたけ まさみち）	代表取締役社長 最高経営責任者	14回/14回（100%）	2年	1	–
再任 見浪 直博（みなみ なおひろ）	代表取締役副社長 最高財務責任者、コミュニケーション担当	14回/14回（100%）	2年	1	–
再任 廣渡 清栄（ひろわたり きよひで）	代表取締役副社長 コーポレート・医薬事業・食品事業担当	14回/14回（100%）	2年	–	–
再任 山下 和人（やました かずひと）	取締役専務執行役員 コンプライアンス・サステナビリティマネジメント・総務担当	10回/10回（100%）	1年	–	–
再任 幸田 真音（こうだ まいん） 社外取締役 独立役員	社外取締役	14回/14回（100%）	7年9ヶ月	3	●
再任 渡邉 光一郎（わたなべ こういちろう） 社外取締役 独立役員	社外取締役	14回/14回（100%）	2年	3	●
再任 長嶋 由紀子（ながしま ゆきこ） 社外取締役 独立役員	社外取締役	10回/10回（100%）	1年	2	●

（注）1．2019年度に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2．本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
3．代表取締役社長　寺畠正道氏は、たばこ事業本部長を兼ねております。

【ご参考】当社の取締役会の実効性評価について

当社では、取締役会の実効性について、毎年、全取締役及び全監査役が取締役会の運営体制・監督機能、株主・投資家との対話等の観点からアンケートによる自己評価を実施するとともに、取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした個別ヒアリングを実施したうえで、結果を取り纏めております。

自己評価結果については、取締役会において評価・分析を実施し、取締役会の更なる実効性向上につなげております。

2018年度に係る実効性評価では、各評価項目について概ね良好な結果が得られ、当社取締役会の実効性が向上し、有効に機能していることを確認しております。その一方で、社外取締役と監査役の更なる連携強化、取締役会における意思決定品質の更なる向上に資する情報共有の強化に関する課題が抽出されたことから、2019年度を通じて、社外取締役と監査役の意見交換会の開催回数増加や、取締役会付議事項に係る事前説明・情報共有の質的・量的拡充を行うなどの改善を行ってまいりました。

また、2019年度に係る実効性評価の結果から抽出された、取締役会の監督機能の更なる向上に資する情報共有の機会の設計や共有事項の選定及びそれらの粒度・深度等に関して、2020年度以降、重点的に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、上記取組みを含め、更なる実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

【ご参考】当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、「社外役員の独立性基準」を制定しており、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者としております。

1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
9 最近において上記２から８のいずれかに該当していた者
10 以下の各号に掲げる者の近親者
（1）上記２から８に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
（2）当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
（3）最近において（1）又は（2）に該当していた者

【ご参考】当社の取締役候補者の選定等について
当社は、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」の中で、以下のとおり定めております。

取締役候補者及び監査役候補者の選定、役付取締役及び業務を執行する取締役の解職等については、取締役会の適切な監督のもと、以下の方針・手続に従い実施する。

●当社は、『４Sモデル』の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を担う資質を備えた経営幹部候補者群の質的・量的拡充を志向している。
具体的には、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬諮問委員会において外部の知見を参考にしつつ、経営幹部候補者群の育成状況及び後継者計画並びに計画策定プロセスの充実を図っている。

●取締役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。
監査役候補者については、社長が策定した候補者案を、人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、監査役会の事前の同意を得たうえで、取締役会から独立した立場での適切な職務執行が期待できる者を取締役会の決議により決定する。

●役付取締役及び業務を執行する取締役の解職にあたっては、求められる資質を満たさない場合・職務遂行が困難になった場合に、解職に該当しない取締役が人事・報酬諮問委員会に対して解職議案の審議を求め、委員会は審議の内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。

また、当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任議案を株主総会に付議する際に個々の候補者を選定した理由を開示し、業務を執行する取締役の解職を取締役会が決議した際には解職した理由を開示する。

第４号議案　執行役員を兼務する取締役に対する譲渡制限付株式及びパフォーマンス・シェア・ユニット付与のための報酬決定並びに取締役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額につきましては、2019年３月20日開催の第34回定時株主総会において、「年額12億円以内（うち社外取締役分は年額８千万円以内）」とご承認いただき、また、株式報酬型ストックオプションに係るストックオプション報酬額につきましては、同株主総会において、「年額２億４千万円以内、新株予約権の総数として、年間960個以内」とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行い、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の株式報酬型ストックオプションの制度を廃止し、以下のとおり、当社の執行役員を兼務する取締役（以下、「対象取締役」といいます。）を付与の対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度Ⅰ」といいます。）及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度（業績連動型株式報酬制度。以下、「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰ及びⅡを併せて、「本制度」といいます。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役に対して、本制度Ⅰにつき、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件に譲渡制限を解除する等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を交付するための金銭報酬債権である「譲渡制限付株式報酬」を、また、本制度Ⅱにつき、複数年度における業績等の数値目標の達成率等に応じた支給をする当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭である「パフォーマンス・シェア・ユニット」を新たに支給することといたしたいと存じます。対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権又は金銭は、「譲渡制限付株式報酬」については年額２億１千万円以内、「パフォーマンス・シェア・ユニット」については年額１億３千万円以内といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することといたします。なお、本議案が承認可決された場合、従来の株式報酬型ストックオプションの制度は廃止とし、今後、ストックオプションとしての新たな新株予約権の割当ては行わないことといたします（既に付与済みのストックオプションは残存します。）。

本制度の導入につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする当社人事・報酬諮問委員会における審議を経ております。本制度は、株主の皆様とのより一層の価値共有及び中長期に亘る持続的成長へのコミットを推進する仕組みであり、その内容が相当であるとの見解のもと、今回の制度改定についての答申がなされました。

また、株式報酬型ストックオプションの制度を廃止し本制度を導入することに係る報酬総額の増額に伴い、基本報酬と役員賞与からなる当社取締役の報酬額につきましては、年額12億円以内（うち社外取締役分は年額８千万円以内）から年額11億円以内（うち社外取締役分は年額８千万円以内）に改定いたしたいと存じます。なお、本議案が承認可決された場合の取締役の報酬額及び本制度に係る報酬額の合計は14億４千万円以内であり、従来の取締役の報酬額及び株式報酬型ストックオプションに係るストックオプション報酬額の合計から変更はございません。

第３号議案が承認可決された場合、取締役は９名（うち社外取締役は３名）であり、そのうち、本制度の対象取締役は４名となります。

（取締役の報酬等のイメージ）

	改定前			
	報酬額等	社内取締役		社外取締役
		執行役員を兼務する	執行役員を兼務しない	
基本報酬	12億円以内 （うち社外取締役 8千万円以内）	○	○	○
役員賞与		○	－	－
株式報酬型 ストックオプション	2.4億円以内 新株予約権960個以内 （192,000株相当）	○	○	－
報酬額　計	14.4億円以内			

➡

	改定後			
	報酬額等	社内取締役		社外取締役
		執行役員を兼務する	執行役員を兼務しない	
基本報酬	**11億円以内 （うち社外取締役 8千万円以内）**	○	○	○
役員賞与		○	－	－
譲渡制限付 株式報酬	**2.1億円以内 115,200株以内**	○	－	－
パフォーマンス・ シェア・ユニット	**1.3億円以内 76,800株以内**	○	－	－
報酬額　計	14.4億円以内			

（注）1. 赤字記載事項は、本議案にてご承認をお願いする事項です。
2. 執行役員を兼務しない取締役については、中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能を果たす役割を担っており、より客観性・中立性を重視し、ガバナンスへ注力するため、2020年１月１日より中長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプション制度の対象外とし、その報酬を基本報酬のみで構成するものとし、毎月定額で支給します。
3. 社外取締役についても、独立性及び職務上果たす役割に鑑み、基本報酬のみで構成し、毎月定額で支給します。

【本制度Ⅰ（譲渡制限付株式報酬制度）の内容】

本制度Ⅰは、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受ける制度です（割当ては、自己株式処分の方法により行います。）。本制度Ⅰによる当社普通株式の処分に当たっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

本制度Ⅰの主な内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。本制度Ⅰに関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものといたします。

対象者	執行役員を兼務する当社取締役　※1
割り当てる株式の種類	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したもの）
支給する金銭報酬債権の額（上限）	年額2億1千万円
割り当てる株式数の上限	全対象取締役に対して合計年115,200株　※2
譲渡制限期間	割当日より30年間
譲渡制限解除	任期満了その他相当な理由による退任の際に解除
本制度Ⅰに基づき交付する株式が発行済株式の総数に占める割合	0.006%　※3

※1　執行役員を兼務しない取締役及び社外取締役は対象外です。
※2　本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにおいて割り当てる株式の総数（上限）の合計は、従来の株式報酬型ストックオプション制度において設定していた新株予約権の上限（960個）に相当する株式数（192,000株）と同数です。
※3　2019年12月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する割合です。

（1）本制度Ⅰに係る金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額2億1千万円以内、各対象取締役に譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は年115,200株以内とします。なお、本議案の承認日以降、株式分割・株式併合その他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

（2）譲渡制限の期間及び内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他の一切の処分行為をすることができません。

（3）譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合には、その保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除します。

（4）当社による無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることとします。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式につき譲渡制限を解除することができることとします。

【本制度Ⅱ（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）の内容】

本制度Ⅱは、各対象取締役に対し、支給対象年度から開始する当社の経営計画の連続する３ヵ年の事業年度からなる業績評価期間（以下、「業績評価期間」といいます。）（※）の経過後、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定する当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等に応じて算定する、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給する業績連動型の株式報酬制度です。したがって、各対象取締役への当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行います。）。なお、当社普通株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭を支給するため、本制度Ⅱの導入時点では、各対象取締役に対してこれらを支給するか否か、並びに支給する当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の額並びに交付する株式数はいずれも確定しておりません。

※　当初の支給対象年度は2020年であり、業績評価期間は、2020年12月31日で終了する事業年度から2022年12月31日で終了する事業年度までの３事業年度です。2021年度以後も、本定時株主総会で承認を受けた範囲内で、それぞれ当該事業年度を支給対象年度とし、そこから連続する３事業年度を新たな対象期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定しています。

本制度Ⅱの主な内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。本制度Ⅱに関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものといたします。

対象者	執行役員を兼務する当社取締役　※１
割り当てる株式の種類	普通株式
支給する金銭報酬債権及び金銭の額（上限）	年額１億３千万円
割り当てる株式数の上限	全対象取締役に対して合計年76,800株　※２
業績評価期間	３年間
本制度Ⅱに基づき交付する株式が発行済株式の総数に占める割合	0.004%　※３

※１　執行役員を兼務しない取締役及び社外取締役は対象外です。

※２　本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにおいて割り当てる株式の総数（上限）の合計は、従来の株式報酬型ストックオプション制度において設定していた新株予約権の上限（960個）に相当する株式数（192,000株）と同数です。

※３　2019年12月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する割合です。

（１）本制度Ⅱに係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は年額１億３千万円以内、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数は年76,800株以内とします。なお、本議案の承認日以降、株式分割・株式併合その他割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

（２）各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、本制度Ⅱにおいて使用する各数値目標（当初の業績評価期間においては、経営計画上の指標である当期利益の目標値を予定しています。）や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたり必要となる指標を当社人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、決定します。具体的な算出においては、以下の①の計算式に基づき、各

対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定し（ただし、１株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。）、②の計算式に基づき、各対象取締役に納税資金として支給する金銭の額を算定します。また、業績評価期間中の退任又は就任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人に交付する当社普通株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。なお、各対象取締役に対して①の計算式に基づき算定される数の当社普通株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減ずることとします。

① 各対象取締役に交付する当社普通株式の数
基準となる株式ユニット数（※１）×支給割合（※２）×50％

② 各対象取締役に支給する金銭の額
（基準となる株式ユニット数（※１）×支給割合（※２）－上記①で算定した当社普通株式の数）×交付時株価（※３）

※１ 各対象取締役の職務等に応じ、当社取締役会において決定します。
※２ 業績評価期間の各数値目標等の達成率等に応じて、０～200％の範囲で算定されます。
※３ 業績評価期間終了後における、本制度Ⅱに基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

（３）交付要件
業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。
① 支給対象年度中に当社取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと
② 一定の非違行為がなかったこと
③ 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件

（４）組織再編等における取扱い
業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

※ご参考
本制度は、当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的として、経営戦略と連動し、持続的な成長を後押しする、当社の執行役員を兼務する取締役の新たな報酬制度の一環として導入するものです。第４号議案が原案どおり承認可決された場合の、「当社の新たな役員報酬制度の概要」につきましては、28～30ページをご参照ください。

【ご参考】当社の新たな役員報酬制度の概要

本定時株主総会第４号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の新たな役員報酬制度の概要は、以下のとおりです。

１．役員報酬の方針

当社は、当社の経営理念である『４Sモデル』の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を実現するため、当社人事・報酬諮問委員会において、当社の取締役及び執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。

人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

・優秀な人財を確保するに相応しい報酬水準とする
・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
・中長期の企業価値と連動した報酬とする
・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

２．役員報酬の構成

・執行役員を兼務する取締役

日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「譲渡制限付株式報酬」「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成しております。

「役員賞与」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」が標準額であった場合、報酬構成は以下のとおりとなります。

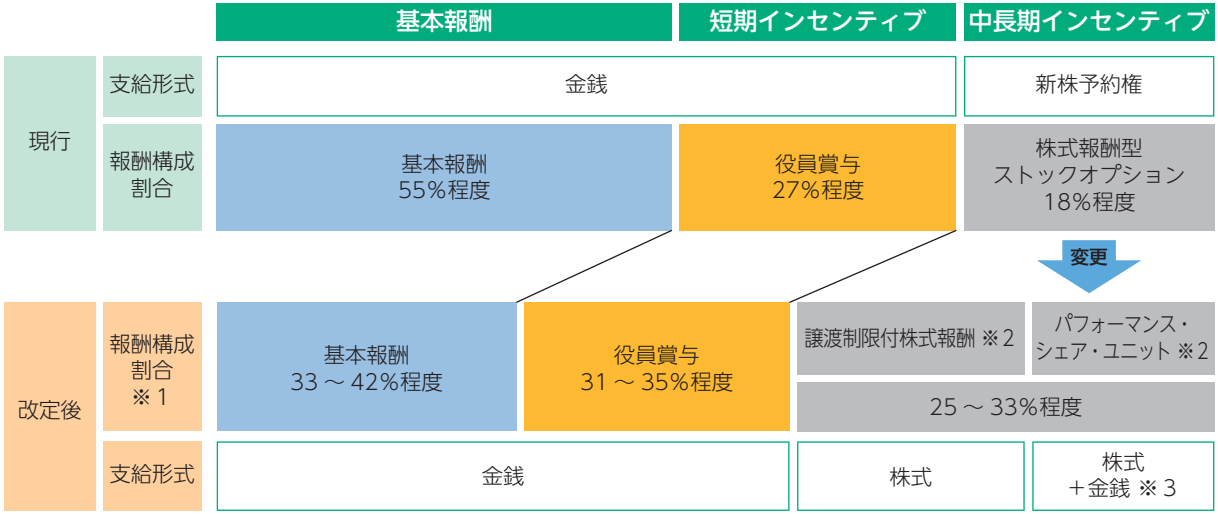

※１　取締役の職務ごとに異なる構成比率を幅で示しております。
※２　譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの構成割合は３:１程度です。
※３　パフォーマンス・シェア・ユニットは、納税資金として、50%を金銭で支給します。
※４　上記の図は、一定の会社業績及び当社株式の株価を基に算出したイメージであり、会社業績及び当社株式の株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

・執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除きます。）
　中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能を果たすことが求められることから、2020年１月１日より、「基本報酬」に一本化しております。

・社外取締役
　独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

・監査役
　主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

＜取締役・監査役の報酬体系＞

		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬／パフォーマンス・シェア・ユニット
社内取締役	執行役員を兼務する取締役	○	○	○
	執行役員を兼務しない取締役	○	-	-
社外取締役		○	-	-
監　査　役		○	-	-

３．役員報酬の総額の上限及び決定方法
　当社の取締役に対する報酬の上限は、本定時株主総会第４号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の総数に対して年額11億円（うち社外取締役分は年額８千万円）となり、これとは別に、執行役員を兼務する取締役に対して付与する譲渡制限付株式報酬の上限は年額２億１千万円（株式数としては115,200株）、パフォーマンス・シェア・ユニットの上限は年額１億３千万円（株式数としては76,800株）となります。
　また、監査役に対する報酬上限額は、第34回定時株主総会で承認を得ており、監査役の総数に対して年額２億４千万円となっております。

　取締役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしております。具体的には、同輩企業の基本報酬額の水準及び年次賞与・中長期インセンティブの変動報酬割合をベンチマーキングしたうえで、人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、当社取締役会の決議により決定しております。
　また、監査役の報酬額についても、同様にベンチマーキングしたうえで、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

4．役員報酬の内容

・基本報酬

職務に応じた額を月例で支給いたします。執行役員を兼務する取締役については、2020年１月１日より、持続的利益成長につながる役員個々の業務執行・行動を通じた業績達成を後押しする観点から、個人業績評価を反映させることとしております。期首に社長との面談を通じた目標を設定し、期末に実施する個人業績評価の結果に応じて、一定の範囲内で翌年度の基本報酬を変動させる仕組みとしております。ただし、社長については、個人業績評価は実施いたしません。

・役員賞与

単年度業績を反映した金銭報酬として、執行役員を兼務する取締役に対して役員賞与を支給いたします。賞与の算定に係る指標は、持続的利益成長の基盤である事業そのもののパフォーマンス及び利益成長の達成度を株主の皆様と価値共有する観点から、為替一定ベースの調整後営業利益と当期利益を設定しております。為替一定ベースの調整後営業利益と当期利益の業績結果適用の割合はそれぞれ75%、25%としており、当該指標の達成度合いに応じた支給率は、０～200%の範囲で変動します。

・譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を企図した株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役を対象とし、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行います。）。当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合に、本割当株式の譲渡制限を解除します。

・パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上に加え、中期での業績達成への更なるコミットを企図した業績連動型の株式報酬制度です。

執行役員を兼務する取締役を対象とし、支給対象年度から開始する３ヵ年の事業年度からなる業績評価期間の経過後、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等に応じて、当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給します。なお、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等は、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定します。各対象取締役への当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行います。）。業績評価にあたっては、当社の中期的な成長に連動する指標を設定することとしており、2020年から始まるプランにおいては、株主の皆様との価値共有を目的として、当期利益を業績指標として設定します。業績指標の達成度合いに応じた支給率は、０～200%の範囲で変動します。

※なお、本定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度の導入について、原案どおり承認可決されることを条件に、当社の執行役員に対しても当該制度を導入する予定です。

以　上

メ　モ

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

全般的概況

● 売上収益

売上収益は、海外たばこ事業における単価上昇効果が不利な為替影響を概ね相殺したものの、国内たばこ事業・医薬事業・加工食品事業での減収により、前年度比1.8%減の2兆1,756億円となりました。

● 調整後営業利益、営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）

当社グループの経営指標である為替一定ベースの調整後営業利益は、国内たばこ事業及び医薬事業の減少はあるものの、海外たばこ事業及び加工食品事業での増加により、前年度比0.9%増となりました。また、調整後営業利益は、海外たばこ事業における不利な為替影響を受けたことにより、前年度比13.4%減の5,159億円となりました。

営業利益は、医薬事業において抗HIV薬6品の日本国内におけるライセンス契約解消にかかる一時金収入はあるものの、調整後営業利益の減少、不動産売却益の減少及び買収にかかる商標権償却費の増加等に加え、海外たばこ事業において事業運営体制の変革にかかる施策関連費用を計上したことにより、前年度比11.1%減の5,024億円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、一時的な要因による税負担率の低下が営業利益の減少及び金融損益の悪化を一部相殺したことにより、前年度比9.7%減の3,482億円となりました。

全社業績

売上収益	調整後営業利益(注1)	調整後営業利益(注2)（為替一定）	当期利益（親会社所有者帰属）
2兆1,756億円	5,159億円	6,008億円	3,482億円
前年度比 1.8%減	前年度比 13.4%減	前年度比 0.9%増	前年度比 9.7%減

(注) 1.調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。
2.調整後営業利益（為替一定）は、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた数値です。

事業セグメント別の売上収益

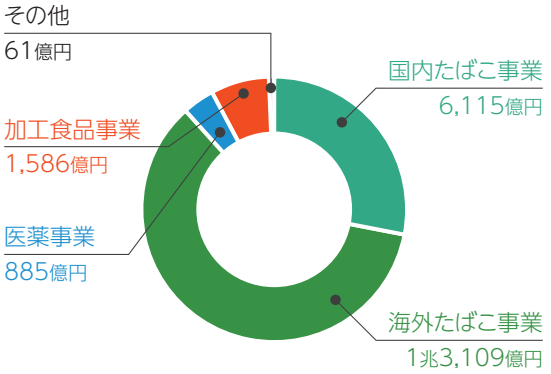

売上収益

(単位:億円)

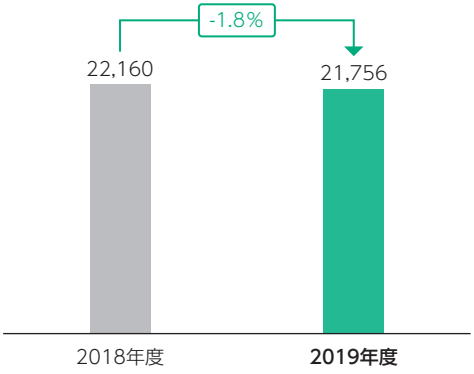

調整後営業利益

(単位:億円)

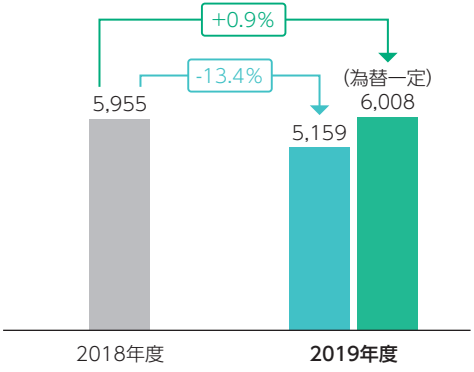

当期利益(親会社所有者帰属)

(単位:億円)

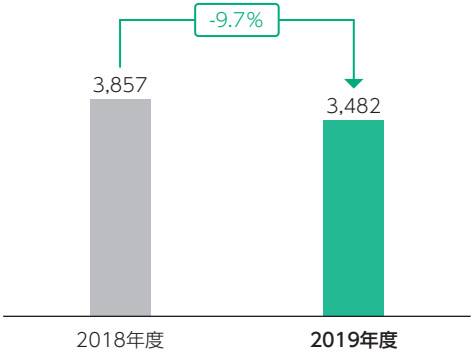

事業別の概況

国内たばこ事業

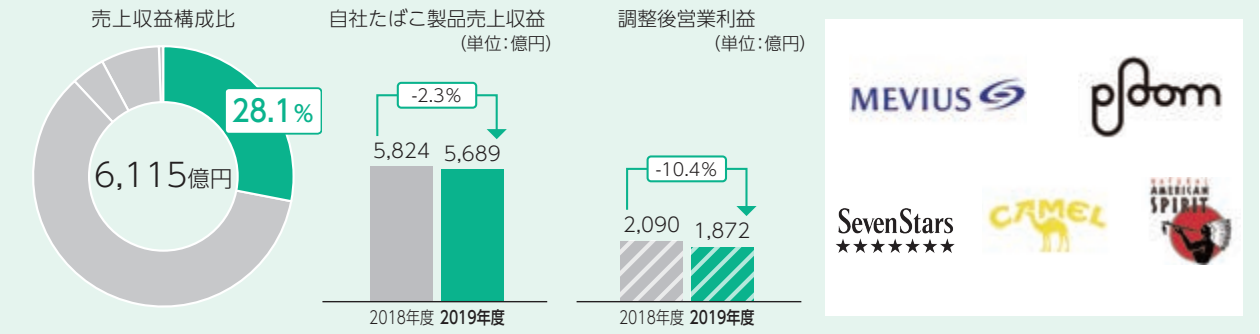

当年度におきましては、趨勢減、RRP(注1)市場の拡大及び2018年と2019年に実施された増税に伴う定価改定の影響による紙巻総需要(注2)の減少に加えて、シェアの減少影響を受けたことから、紙巻販売数量(注3)は前年度比7.9%減の755億本となりました。また、当社のRRPの販売数量は、紙巻たばこ換算ベースで、前年度比５億本増加の33億本となりました。

自社たばこ製品売上収益(注4)につきましては、紙巻単価上昇効果があったものの、紙巻販売数量の減少及びRRP関連売上収益の減少により、前年度比2.3%減の5,689億円となりました。このうち、RRP関連売上収益は609億円となっております。

調整後営業利益につきましては、自社たばこ製品売上収益の減少影響及び低温加熱式たばこ用カプセル製造機械の減損により、前年度比10.4%減の1,872億円となりました。

(注) 1.RRPは、E-Vapor製品及び加熱式たばこ等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品（Reduced-Risk Products, RRP）を指しております。E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド（液体）を電気加熱させ、発生するベイパー（蒸気）を愉しむ製品です。一方、加熱式たばこは、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこベイパー（たばこ葉由来の成分を含む蒸気）を愉しむ製品です。

2.紙巻総需要は、日本市場全体における紙巻たばこ及びたばこ事業法上「葉巻たばこ」に分類されるリトルシガーの販売数量を指しておりますが、RRP等の販売数量は含まれておりません。

3.紙巻販売数量は、当社の日本市場における紙巻たばこ及びリトルシガーの販売数量を指しておりますが、RRP等の販売数量は含まれておりません。また、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当年度における販売数量40億本（前年度の当該数量は40億本）があります。

4.国内たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場における売上収益並びにRRP・リトルシガー等に係る売上収益が含まれていますが、輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益は含まれておりません。

海外たばこ事業

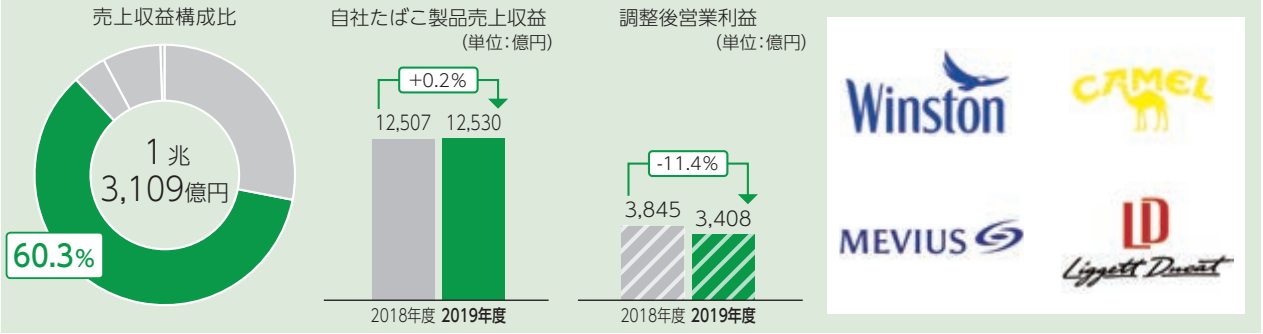

当年度におきましては、バングラデシュ、ギリシャやロシアにおける買収効果により、総販売数量[注1]は、前年度比4.3%増の4,458億本となりました。また、GFB[注2]販売数量は４ブランドすべてでの販売数量の増加により、前年度比4.0%増の2,770億本となりました。

円ベースの自社たばこ製品売上収益[注3]につきましては、単価上昇効果及び買収に伴う販売数量の増加が不利な為替影響を相殺し、前年度比0.2%増の１兆2,530億円となりました。また、円ベースの調整後営業利益につきましては、不利な為替影響を受けて、前年度比11.4%減の3,408億円となりました。

ドルベースの自社たばこ製品売上収益につきましては、単価上昇効果及び販売数量の増加により、前年度比1.5%増の11,496百万ドルとなりました（為替一定ベースでは前年度比9.3%増）。また、ドルベースの調整後営業利益につきましては、不利な為替影響を受けて、前年度比10.5%減の3,126百万ドルとなりました（為替一定ベースでは前年度比10.7%増）。

（注）1.製造受託、水たばこ製品及びE-Vapor製品を除き、Fine cut、シガー、パイプ、スヌース、クレテック及び加熱式たばこを含めております。
2.当社グループのブランドポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「LD」の４ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。
3.海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、水たばこ製品及びRRPに係る売上収益が含まれていますが、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。

自社たばこ製品売上収益（ドルベース）

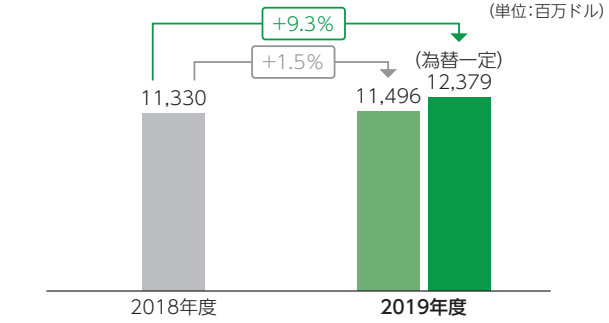

調整後営業利益（ドルベース）

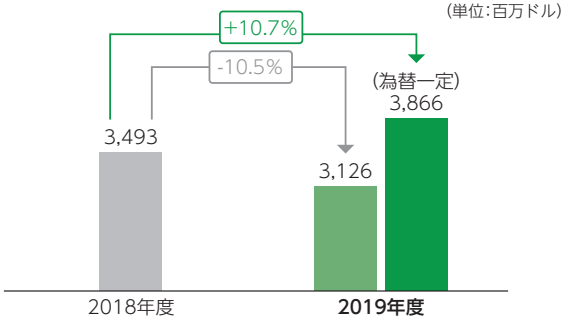

為替レート

為替レート（1米国ドル）	2018年度	2019年度
円	110.44	109.03
ロシアルーブル	62.68	64.74
英ポンド	0.75	0.78
ユーロ	0.85	0.89
スイスフラン	0.98	0.99
台湾ドル	30.14	30.90
トルコリラ	4.82	5.67
イランリアル	61,649	104,046

海外主要市場シェア（12ヶ月移動平均）

	2018年12月	2019年12月	増減
イタリア	23.9%	24.5%	0.6ppt
フランス	23.2%	24.5%	1.3ppt
スペイン	24.8%	25.6%	0.8ppt
英国	41.4%	43.6%	2.2ppt
ロシア （うちGFB）	35.6% 24.8%	39.0% 25.1%	3.5ppt 0.3ppt
トルコ	27.7%	28.3%	0.6ppt
台湾	42.4%	45.2%	2.8ppt

出典：IRI, Logista and Nielsen

医薬事業

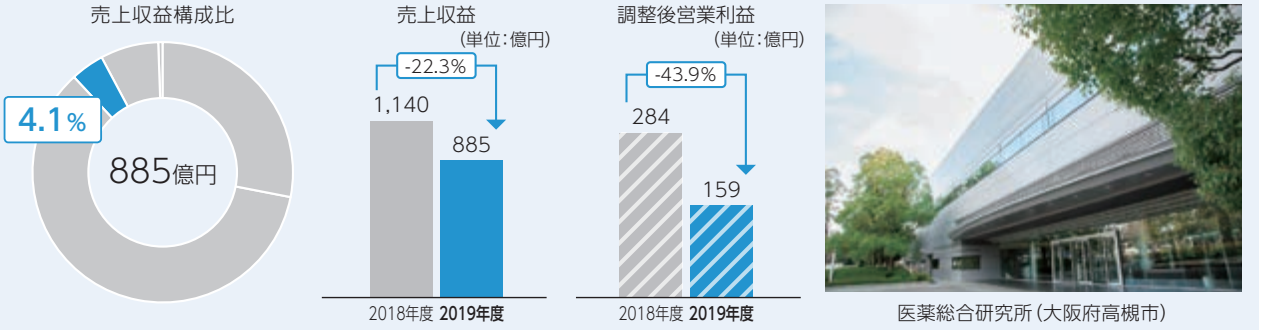

医薬事業につきましては、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの安定的な利益貢献を目指しております。

開発状況としましては、現在当社において８品目が臨床開発段階にあります。JAK阻害剤「JTE-052（一般名：デルゴシチニブ）」につきましては、アトピー性皮膚炎を適応症として、2019年1月に日本国内における製造販売承認申請を行いました。また、HIF-PH阻害薬「JTZ-951（一般名：エナロデュスタット）」につきましては、腎性貧血を適応症として、2019年11月に日本国内における製造販売承認申請を行い、2019年12月に、Shenzhen Salubris Pharmaceuticals Co., Ltd.と中国、香港、マカオ及び台湾における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結いたしました。

直近では、「tapinarof（アリル炭化水素受容体(AhR)モジュレーター）」について、2020年1月にDermavant Sciences GmbHと日本国内における皮膚疾患領域での独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結し、それに伴い、グループ会社である鳥居薬品株式会社と日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結しました。加えて、2019年１月に申請を実施していた「JTE-052（製品名：「コレクチム® 軟膏0.5%」）」について、2020年１月に製造販売承認を取得しました。

当年度における売上収益につきましては、抗HIV薬６品の日本国内におけるライセンス契約解消の影響及び海外ロイヤリティ収入の減少等により、前年度比22.3%減の885億円となりました。また、調整後営業利益につきましては、売上収益の減少により、前年度比43.9%減の159億円となりました。

なお、当社がGilead Sciences Inc.及び鳥居薬品株式会社との間で締結していた抗HIV薬６品の日本国内での独占的開発・商業化権のライセンス契約について、2019年１月１日に本契約が終了し、2019年12月１日にGilead Sciences Inc.の日本法人であるギリアド・サイエンシズ株式会社への製造販売承認の承継が完了しております。

ご参考

医薬事業　臨床開発品目一覧（2020年２月６日現在）

＜自社開発品＞

開発番号 （一般名）	想定する 適応症/剤形	作用機序		開発段階 （実施地域）	備考
JTZ-951 (enarodustat)	腎性貧血 /経口	HIF-PH阻害	HIF-PHを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	申請中（国内） Phase１（海外）	自社品 鳥居薬品と共同開発
JTE-052 (delgocitinib)	小児アトピー性皮膚炎 /外用	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase３（国内）	自社品 鳥居薬品と共同開発
	自己免疫・アレルギー疾患 /経口・外用			Phase１（国内）	自社品
JTE-051	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	ITK阻害	免疫反応に関与しているT細胞を活性化するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase２（海外）	自社品
JTE-451	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	RORγアンタゴニスト	Th17細胞の活性化に中心的な役割を担うRORγを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase２（海外）	自社品
JTT-251	２型糖尿病 /経口	PDHK阻害	糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素（PDH）を活性化し、高血糖を是正する	Phase１（海外）	自社品
JTT-662	２型糖尿病 /経口	SGLT１阻害	SGLT１を阻害し、食後高血糖の是正及び血糖値の正常化を行う	Phase１（海外）	自社品
JTE-761	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	RORγアンタゴニスト	Th17細胞の活性化に中心的な役割を担うRORγを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase１（海外）	自社品
JTT-751 （クエン酸第二鉄水和物）	鉄欠乏性貧血 /経口	経口鉄剤	鉄が消化管から吸収され、体内で赤血球中のヘモグロビンの成分として使用され、鉄欠乏性貧血を改善する	Phase３（国内）	導入品 (Keryx Biopharmaceuticals社) 鳥居薬品と共同開発 効能追加として開発

（注）開発段階の表記は投薬開始を基準とする

＜導出品＞

一般名等 （当社開発番号）	導出先	作用機序		備考
trametinib	Novartis社	MEK阻害	細胞増殖シグナル伝達経路に存在するリン酸化酵素MEKの働きを阻害することにより、細胞増殖を抑制する	
抗ICOS抗体	AstraZeneca社	ICOSアンタゴニスト	T細胞の活性化に関与しているICOSの働きを阻害し、免疫反応を抑制する	
delgocitinib	LEO Pharma社 ロート製薬	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	
enarodustat	JW Pharmaceutical社 Salubris社	HIF-PH阻害	HIF-PHを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	

加工食品事業

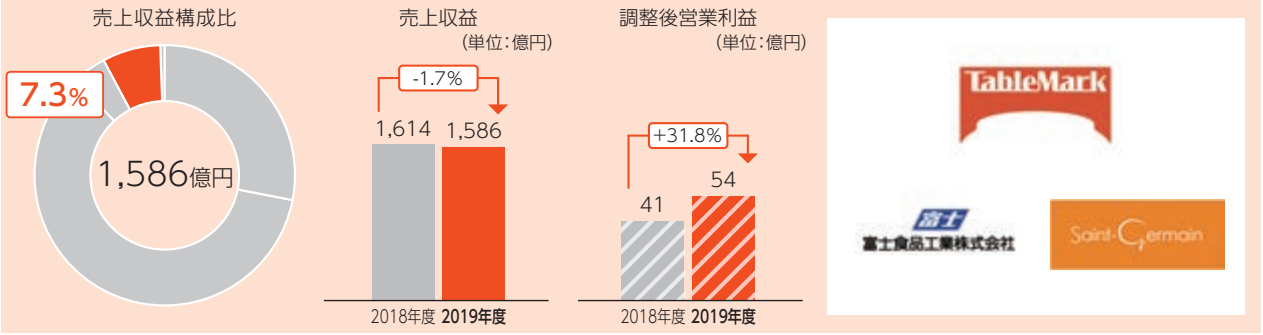

加工食品事業につきましては、冷凍・常温食品、調味料及びベーカリーに注力するとともに、コスト競争力の強化に努め、収益力の向上に取り組んでおります。

当年度の冷食・常温事業におきましては、冷凍麺、冷凍米飯、パックごはん、焼成冷凍パンに注力した商品展開を図り、新商品27品、リニューアル品43品を発売しました。また、販売20周年を迎えた家庭用冷凍食品「ごっつ旨い」シリーズの認知向上を目的に、５月２日を「ごっつの日」と記念日登録し、特設ウェブサイトの公開・期間限定の動画配信等メディア展開を図りました。

当年度における売上収益につきましては、注力しているステープル商品等で販売が伸長したものの、その他の商品の販売が減少したことにより、前年度比1.7%減の1,586億円となりました。また、調整後営業利益につきましては、売上収益の減少、原材料費及び物流費の上昇があったものの、価格改定効果に加え、商品構成の改善及びコスト低減といった収益性改善の取組みにより、前年度比31.8%増の54億円となりました。

また、2019年１月より、加工食品事業全体の戦略立案及びガバナンスを担う食品事業企画室を当社に新設し、新体制での加工食品事業運営を開始いたしました。なお、テーブルマーク株式会社、富士食品工業株式会社及び株式会社サンジェルマン等の各事業会社の事業内容に変更はありません。

冷凍麺

さぬきうどん５食

パックごはん

国産こしひかり３食

販売20周年を迎えた「ごっつ旨い」シリーズ

ごっつ旨いお好み焼き
20周年記念パッケージ

ごっつ旨い大粒たこ焼き

2. 企業集団の設備投資の状況

当年度において、当社グループでは、全体で1,314億円の設備投資を実施いたしました。

国内たばこ事業につきましては、製造工程の維持更新及び生産性の向上、新製品対応並びに製品スペック改善等に伴う投資を中心に348億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、製品スペック改善及び規制対応に伴う投資を中心に783億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に70億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に61億円の設備投資を行いました。

（注）設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウエア、その他の無形資産を含みます。

3. 企業集団の資金調達の状況

当社海外子会社であるJT International Financial Services B.V.は、短期借入金の返済に充当することを目的に、2019年11月26日に総額５億ユーロ（約613億円）の外貨建普通社債発行を行っております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

（1）企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

区　分	第32期 2016年1月-12月	第33期 2017年1月-12月	第34期 2018年1月-12月	第35期 2019年1月-12月
売上収益 (百万円)	2,143,287	2,139,653	2,215,962	2,175,626
税引前利益 (百万円)	578,237	538,532	531,486	465,232
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	421,695	392,409	385,677	348,190
基本的1株当たり当期利益 (円)	235.47	219.10	215.31	195.97
資産合計 (百万円)	4,744,374	5,221,484	5,461,400	5,553,071
資本合計 (百万円)	2,528,041	2,842,027	2,700,445	2,743,611

（注）当社グループの連結計算書類はIFRSに基づいて作成しております。

（2）当社の財産及び損益の状況の推移【単体】

区　分	第32期 2016年1月-12月	第33期 2017年1月-12月	第34期 2018年1月-12月	第35期 2019年1月-12月
売上高 (百万円)	729,286	681,840	696,250	660,805
経常利益 (百万円)	203,242	199,336	190,343	278,968
当期純利益 (百万円)	173,607	160,120	164,595	262,469
1株当たり当期純利益 (円)	96.94	89.40	91.89	147.72
総資産 (百万円)	2,849,913	2,885,760	2,670,883	2,614,357
純資産 (百万円)	1,663,675	1,592,966	1,493,562	1,417,365

（注）1．当社の計算書類は日本基準に基づいて作成しております。
2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第35期より適用しております。
この変更に伴い、第34期は遡及適用後の金額を表示しております。

企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

■売上収益（単位：百万円）

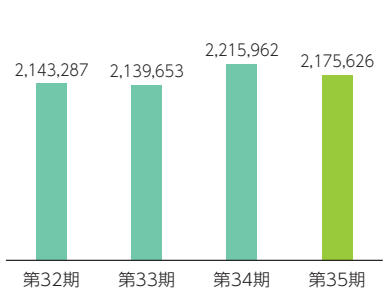

■税引前利益（単位：百万円）

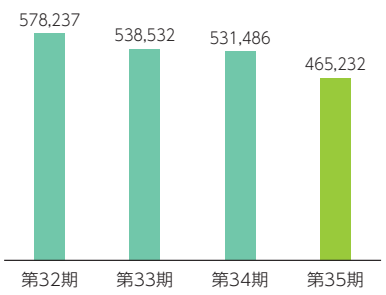

■親会社の所有者に帰属する当期利益（単位：百万円）

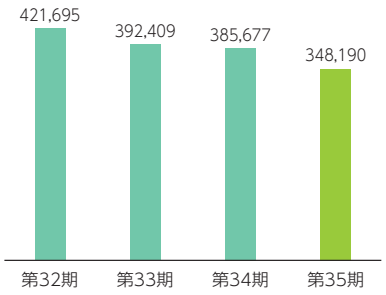

■基本的1株当たり当期利益（単位：円）

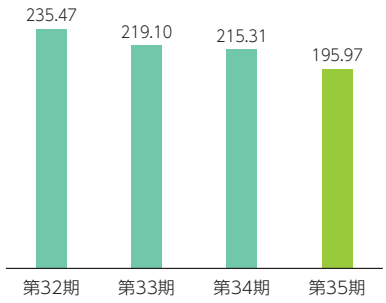

■資産合計（単位：百万円）

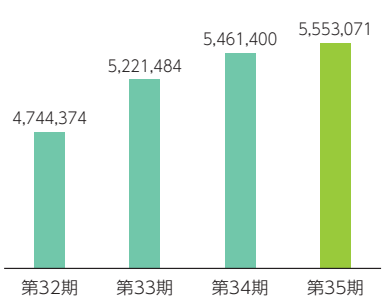

■資本合計（単位：百万円）

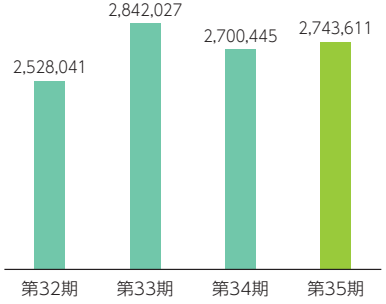

9. 企業集団が対処すべき課題

（1）経営の基本方針

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の４者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、４者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という３つのステートメントによって、表現しております。

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく

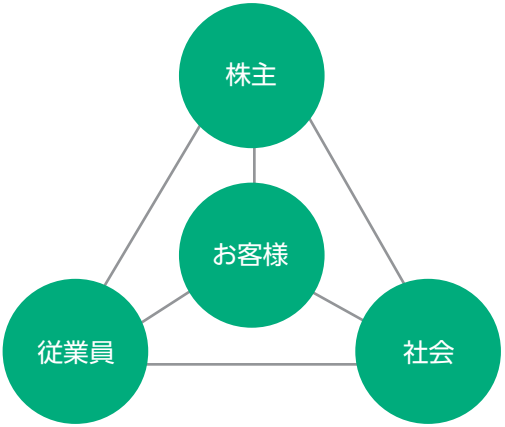

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきており、今後もその実現を目指してまいります。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上につながると考えており、株主を含む４者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しております。

（2）中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループは、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるためには、変化への対応力が必要であると考えており、この変化への対応における巧拙とスピード感こそが、今後の企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。加えて、受け身の対応だけではなく、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化を加速させることが、中長期に亘る持続的な利益成長の実現を可能とすると考えます。

こうした考えのもと、予測不可能な変化へスピード感を持って適切に対応すべく、期間を３年間とした経営計画を１年毎にローリングを行う方式で策定しております。

今回策定した「経営計画2020」においても、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針に変更はありません。

「経営計画2020」においても、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率（注1）における、中長期に亘る年平均mid to high single digit（注2）成長を目指してまいります。

株主還元につきましては、積極的な事業投資を継続しながらも、起こり得る環境変化にも対応できる強固な財務基盤（注3）を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図ってまいります。

具体的には、１株当たり配当金について、安定的・継続的な成長（注4）を目指してまいります。

自己株式の取得につきましては、事業環境や財務状況の中期的な見通し等を踏まえて、実施の是非を検討することといたします。

なお、引き続き、ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG（注5）の還元動向もモニタリングしてまいります。

各事業の中長期の目標と役割は以下のとおりです。

たばこ事業		当社グループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指す
	国内	高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業
	海外	利益成長の牽引役である、もう一つの中核事業
医薬事業		次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの安定的な利益貢献を目指す
加工食品事業		高品質なトップライン成長による中長期に亘る利益成長を通じ、当社グループへの利益貢献を目指す

全社中長期利益目標の達成に向け、各事業においてはそれぞれの目標と役割に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力のさらなる強化を実現すること、及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、グローバルにおける景気の動向、為替変動リスク及び国際的な地政学リスク等、引き続き不確実性が高いものと認識しております。当社グループとしては、こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営していくために、引き続き「4Sモデル」に基づき、一貫した事業投資と変化への対応力に加え、自ら変化し、変化を起こす力を身につけることで、中長期に亘る持続的な利益成長を目指すとともに、株主還元を着実に実現してまいります。

（注）1．調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。
なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。
また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
2．mid to high single digit: 一桁台半ばから後半のパーセンテージ
3．「財務方針」として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する
4．中長期の為替一定調整後営業利益の成長率の見通しを基本としつつ、当期利益の水準も勘案
5．FMCG: Fast Moving Consumer Goods（日用消費財）企業群

【ご参考】サステナビリティの取組み

JTグループのサステナビリティ戦略

当社グループが持続的に成長していくためには、事業を通じて社会の持続的な発展に貢献していくことが必要不可欠です。社会の一員としての責任を果たすべく、日々様々なサステナビリティの課題に取り組んでいます。

サステナビリティを経営の中核と考え、当社グループの経営理念である４Ｓモデルに基づき、マテリアリティ分析を踏まえて、サステナビリティ戦略を策定しています。ESG（環境・社会・ガバナンス）の課題に積極的に対応していくことが事業継続に不可欠との考えのもと、グループ共通の**３つの基盤**を策定しています。また、各事業においては、優先的に取り組む**注力分野**を設定しています。

<table>
<tr><th colspan="6">３つの基盤</th></tr>
<tr><td colspan="2">人権の尊重</td><td colspan="2">環境負荷軽減と
社会的責任の発揮</td><td colspan="2">良質なガバナンスと
事業規範の実行</td></tr>
<tr><th colspan="6">各事業の注力分野</th></tr>
<tr><td>たばこ</td><td>お客様の期待を上回る
製品・サービスの提供</td><td>人財への投資</td><td>持続可能な
サプライチェーンの構築</td><td colspan="2">事業を取り巻く
規制への適切な対応と
不法取引の防止</td></tr>
<tr><td>医薬</td><td colspan="2">お客様の期待を上回る
製品・サービスの提供</td><td colspan="2">人財への投資</td><td>製品の
安全性と責任</td></tr>
<tr><td>加工食品</td><td colspan="2">お客様の期待を上回る
製品・サービスの提供</td><td colspan="2">人財への投資</td><td>持続可能な
サプライチェーンの構築</td></tr>
</table>

たばこ事業の**注力分野**では具体的な個別の取組み目標を設定しています。詳しくは、当社ウェブサイトをご覧ください。また、医薬事業・加工食品事業の個別の取組み目標につきましては、2020年３月下旬発行予定の統合報告書において、お知らせいたします。当社グループは、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を支援しており、事業活動を通じて、関連する以下の目標の実現に貢献してまいります。

環境負荷軽減の取組み

環境問題に対する関心は年々高まっており、社会全体で取り組むべき課題となっています。例えば、地球の温暖化に伴う気候変動は、異常気象という形で私たちの生活に大きな影響を及ぼすようになっており、社会的にも当社グループの事業にとっても深刻な問題となっています。

近年、大きく変化している社会環境・事業環境を踏まえ、当社グループでは「JTグループ環境計画2030」を策定し、計画の軸となる３つの重要領域として「**エネルギー・温室効果ガス**」「**自然資源**」「**廃棄物**」を定めました。再生可能なエネルギーへの転換、温室効果ガスの削減、水資源の管理や森資源の保全、プラスチックを含めた廃棄物による環境負荷軽減といった課題に取り組んでまいります。また、気候変動が事業に及ぼす影響を把握し、適切な対応が取れるよう、シナリオ分析の実施にも取り組んでまいります。

当社グループでは、気候変動影響の緩和に貢献するため、科学的根拠に基づき、温室効果ガス削減目標（SBT）を設定しました。グループ全体で2030年までに事業活動由来の温室効果ガス排出量を2015年比で32％削減することを目指しており、この目標は、2019年に、Science Based Targets initiative（SBTi）からSBTとして認定されました。

また、2020年に、国際的な環境情報開示のプラットフォームであるCDPにより、気候変動への対応と戦略において優れた取組みを行う企業として、最高評価の「Aリスト」に選定されました。サプライチェーンにおける気候変動への取組みも優れているとして、当社グループとして初めてCDPサプライヤー・エンゲージメント・リーダーボードにも選出されています。

加えて、水関連の課題について優れた取組みを行う企業としてもCDPから最高評価の「Aリスト」に選定され、当社グループとして初めて２つの分野でAリストを受賞しました。

フィリピン、バタンガス工場の太陽光パネル

・当社グループのサステナビリティへの取組みの詳細につきましては、当社ウェブサイト（https://www.jti.co.jp/csr/index.html）よりご覧いただけます。
・2019年度から、アニュアルレポート及びサステナビリティレポートに代わり、統合報告書を発行します。2019年度統合報告書は、2020年３月下旬に当社ウェブサイトよりご覧いただけます。
・これまでサステナビリティレポートでご報告してまいりました当社グループのサステナビリティへの取組みの詳細につきましては、引き続きオンラインコンテンツとして、当社ウェブサイトでご報告してまいります（2020年５月末更新予定）。
・当社のコーポレート・ガバナンスにつきましては、事業報告末尾の「【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス」をご覧ください。

10. 企業集団の主要な事業内容

区　分	主な内容
国内たばこ事業	メビウス、セブンスター等を中心とするたばこ製品の製造、販売
海外たばこ事業	ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
加工食品事業	冷凍・常温食品、ベーカリー、調味料の製造、販売

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	88.9	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 923,723	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 172,495	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売
テーブルマーク株式会社	百万円 22,500	100.0	加工食品の製造、販売

(注) 1. 出資比率欄の（　）内の数字は、間接所有割合を示しております。
2. 上記の重要な子会社６社を含む当年度の連結子会社は231社、持分法適用会社は13社であります。
3. 当事業年度末日において、会社法施行規則第118条第４号に定める特定完全子会社はありません。

12. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
シンジケートローン	百万円 44,114 (360百万ユーロ)
農林中央金庫	百万円 40,000
信金中央金庫	百万円 30,000

(注) シンジケートローンは当社海外子会社であるJT International Holding B.V.を借入人とした、UNICREDIT BANK AGをアレンジャー兼エージェントとする４銀行からなる協調融資です。

13. 企業集団の主要な営業所及び工場

（1）当社

本　　社 ： 東京都港区虎ノ門二丁目２番１号

支　　社 ： 北海道支社（北海道）　東北支社（宮城県）　上信越支社（群馬県）　北関東支社（埼玉県）
東関東支社（千葉県）　東京支社（東京都）　神奈川支社（神奈川県）　北陸支社（石川県）
東海支社（愛知県）　北関西支社（大阪府）　大阪支社（大阪府）　中国支社（広島県）
四国支社（香川県）　九州支社（福岡県）　南九州支社（鹿児島県）

工　　場 ： 北関東工場（栃木県）　東海工場（静岡県）　関西工場（京都府）
九州工場（福岡県）　友部工場（茨城県）

研 究 所 ： たばこ中央研究所（神奈川県）　葉たばこ研究所（栃木県）　医薬総合研究所（大阪府）

（2）子会社

TSネットワーク株式会社（東京都）
JT International S.A.（スイス）
鳥居薬品株式会社（東京都）
日本フィルター工業株式会社（東京都）
Gallaher Ltd.（イギリス）
テーブルマーク株式会社（東京都）

（注）（　）内は、本社所在地を示しております。

14. 従業員の状況

（1）企業集団の従業員の状況【連結】

区　分	従業員数
国内たばこ事業	10,508名
海外たばこ事業	43,868名
医薬事業	1,485名
加工食品事業	5,169名
当社の全社共通業務等	945名
合　計	61,975名

（注）上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

（2）当社の従業員の状況【単体】

区　分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	6,273名	39名減	44.1歳	19.5年
女　　性	1,191名	46名増	37.0歳	11.9年
合計又は平均	7,464名	7名増	43.0歳	18.3年

（注）上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1．発行可能株式総数　8,000,000,000株

2．発行済株式の総数　2,000,000,000株

（自己株式　226,196,566株）

3．株主数　515,211名

所有者別構成比（自己株式を除く）

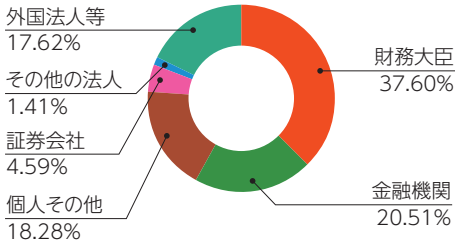

4．大株主

株主名	持株数	持株比率
財務大臣	666,926,200株	37.60%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	88,722,600株	5.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	54,377,600株	3.07%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	29,357,000株	1.66%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	23,660,000株	1.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	23,508,500株	1.33%
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８５１５１	22,262,535株	1.26%
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８００５５	21,612,342株	1.22%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	21,561,341株	1.22%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	18,737,300株	1.06%

（注）持株比率は、自己株式（226,196,566株）を控除して計算しております。

5．その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元方針に基づき、その一環として、2019年２月７日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を次のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式　17,787,600株
取得価額	49,999,903,350円
期間	2019年２月８日～2019年３月18日（約定ベース）
取得方法	信託方式による市場買付

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1．当該事業年度末日における新株予約権の総数等

（1）新株予約権の総数	4,873個
（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式974,600株（新株予約権１個につき200株）

2．当該事業年度末日における当社の会社役員が保有する新株予約権の状況

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式402,800株（新株予約権１個につき200株）
（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり１円
（3）新株予約権の譲渡制限	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
（4）新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。

当社の会社役員の保有状況は以下のとおりです。

発行年度	新株予約権の割当てに際しての払込金額	新株予約権を行使することができる期間	取締役		監査役	
			個　数	保有者数	個　数	保有者数
2007年度	１個当たり581,269円	2008年１月９日から2038年１月８日まで	16個	1名	－	－
2008年度	１個当たり285,904円	2008年10月７日から2038年10月６日まで	18個	1名	15個	1名
2009年度	１個当たり197,517円	2009年10月14日から2039年10月13日まで	40個	1名	36個	1名
2010年度	１個当たり198,386円	2010年10月５日から2040年10月４日まで	72個	2名	30個	1名
2011年度	１個当たり277,947円	2011年10月４日から2041年10月３日まで	41個	2名	32個	1名
2012年度	１個当たり320,000円	2012年10月10日から2042年10月９日まで	72個	4名	23個	1名
2013年度	１個当たり513,400円	2013年10月８日から2043年10月７日まで	63個	4名	14個	1名
2014年度	１個当たり483,200円	2014年10月７日から2044年10月６日まで	71個	5名	8個	1名
2015年度	１個当たり711,200円	2015年８月４日から2045年８月３日まで	127個	5名	17個	1名
2016年度	１個当たり572,600円	2016年７月５日から2046年７月４日まで	113個	5名	13個	1名
2017年度	１個当たり482,200円	2017年７月４日から2047年７月３日まで	168個	5名	21個	1名
2018年度	１個当たり300,000円	2018年７月３日から2048年７月２日まで	374個	6名	－	－
2019年度	１個当たり188,000円	2019年７月２日から2049年７月１日まで	630個	6名	－	－

（注）１．取締役には、社外取締役を含みません。
　　２．監査役が保有している新株予約権は、執行役員として在籍中に付与されたものであります。

3. 当該事業年度中に当社の従業員に対して交付した新株予約権の状況

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式187,200株（新株予約権１個につき200株）
（2）新株予約権の割当てに際しての払込金額	１個当たり188,000円
（3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり１円
（4）新株予約権を行使することができる期間	2019年７月２日から2049年７月１日まで
（5）新株予約権の譲渡制限	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
（6）新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。
（7）当社の従業員への交付状況	当社の執行役員（取締役である者を除く）20名に対して936個の新株予約権を交付いたしました。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
取締役会長	丹呉泰健		株式会社大垣共立銀行　社外取締役
代表取締役社長	寺畠正道	最高経営責任者	
代表取締役副社長	岩井睦雄	たばこ事業本部長	JT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Director
代表取締役副社長	見浪直博	最高財務責任者 コミュニケーション担当	JT International Holding B.V. Supervisory Board member
代表取締役副社長	廣渡清栄	コーポレート・医薬事業・食品事業担当	
※ 取締役専務執行役員	山下和人	コンプライアンス・サステナビリティマネジメント・総務担当	
取締役	幸田真音		作家 株式会社日本取引所グループ　社外取締役 三菱自動車工業株式会社　社外取締役
取締役	渡邉光一郎		第一生命ホールディングス株式会社　代表取締役会長 第一生命保険株式会社　代表取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会　副会長・理事
※ 取締役	長嶋由紀子		株式会社リクルートホールディングス　常勤監査役 株式会社リクルート　常勤監査役
常勤監査役	永田亮子		
※ 常勤監査役	山本博		
※ 常勤監査役	三村亨		芝綜合法律事務所　弁護士
監査役	大林宏		大林法律事務所　弁護士 大和証券株式会社　社外監査役 三菱電機株式会社　社外取締役 日本製鉄株式会社　社外監査役
※ 監査役	吉國浩二		

(注) 1. 取締役のうち、幸田真音、渡邉光一郎、長嶋由紀子の３氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、三村亨、大林宏、吉國浩二の３氏は、社外監査役であります。
3. 取締役のうち、幸田真音、渡邉光一郎、長嶋由紀子の３氏及び監査役のうち、大林宏、吉國浩二の両氏については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。
4. 監査役　山本博氏は、当社監査部長を務め、吉國浩二氏は学校法人法政大学監事を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. ※印の取締役及び監査役は、2019年３月20日付をもって新たに就任いたしました。
6. 常勤監査役　湖島知高、監査役　今井義典の両氏は2019年３月20日付をもって退任いたしました。
7. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の全員と、「会社法」第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、「会社法」第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。
8. 当事業年度終了後における役員の担当等の変更

氏　名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	2019年12月31日現在	2020年１月１日現在
寺　畠　正　道	代表取締役社長 最高経営責任者	代表取締役社長 最高経営責任者 JT International Group Holding B.V. Managing Director
岩　井　睦　雄	代表取締役副社長 たばこ事業本部長 JT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Director	取締役

※寺畠正道氏は、2020年１月１日より、たばこ事業本部長を兼ねております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

（1）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	取締役		監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	９名	508百万円	７名	160百万円	16名	668百万円
役員賞与	５名	77百万円	－	－	５名	77百万円
ストックオプション報酬	６名	115百万円	－	－	６名	115百万円
計	－	700百万円	－	160百万円	－	860百万円

（2）取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、人事・報酬諮問委員会を設置しております。人事・報酬諮問委員会において、人事関連については、経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・業務を執行する取締役の解職についての審議を行っております。また、報酬関連については、取締役及び執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。現在、人事・報酬諮問委員会は、取締役会長と独立社外取締役３名の４名で構成されており、取締役会長を委員長として年に１回以上開催することとしております。

人事・報酬諮問委員会の外部委員
当社社外取締役　幸田　真音氏
当社社外取締役　渡邉　光一郎氏
当社社外取締役　長嶋　由紀子氏

人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。
・優秀な人財を確保するに相応しい報酬水準とする
・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
・中長期の企業価値と連動した報酬とする
・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストックオプション」の３本立てとしております。

役員報酬の構成については、以下のとおりとしております。

１．執行役員を兼務する取締役
日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、それぞれの報酬の構成比率は以下のとおりとなっております。

基本報酬	役員賞与	株式報酬型ストックオプション
55%程度	27%程度	18%程度

２．執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除きます。）
企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから「基本報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。なお、2020年度からは、より客観性・中立性を重視し、中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能に更に注力するため、「基本報酬」に一本化しております。

３．社外取締役
独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

４．監査役
主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第34回定時株主総会（2019年３月）において承認を得ており、取締役の総数に対して年額12億円（うち社外取締役分は年額８千万円）、監査役の総数に対して年額２億４千万円となっております。また、これとは別に取締役（社外取締役を除きます。）に対して付与できる「株式報酬型ストックオプション」の上限につきましても、第34回定時株主総会にて承認を得ており、年間960個及び年額２億４千万円となっております。なお、毎期の割当個数につきましては、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しております。

取締役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしたうえで、人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、承認された報酬上限額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬額についても、同様にベンチマーキングしたうえで、承認された報酬上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

※本定時株主総会（第35回定時株主総会）において、中長期インセンティブとしての新たな株式報酬制度への改定及びそれに伴う取締役報酬額の改定に関する議案として、第４号議案「執行役員を兼務する取締役に対する譲渡制限付株式及びパフォーマンス・シェア・ユニット付与のための報酬決定並びに取締役の報酬額改定の件」を提案しております。かかる改定の概要については、23～27ページをご参照ください。

3. 社外役員に関する事項

（1）社外役員の重要な兼職の状況

区　分	氏　名	兼職先	役　職
取　締　役	幸　田　真　音	作家	
		株式会社日本取引所グループ	社外取締役
		三菱自動車工業株式会社	社外取締役
	渡　邉　光一郎	第一生命ホールディングス株式会社	代表取締役会長
		第一生命保険株式会社	代表取締役会長
		一般社団法人日本経済団体連合会	副会長・理事
	長　嶋　由紀子	株式会社リクルートホールディングス	常勤監査役
		株式会社リクルート	常勤監査役
監　査　役	三　村　　亨	芝綜合法律事務所	弁護士
	大　林　　宏	大林法律事務所	弁護士
		大和証券株式会社	社外監査役
		三菱電機株式会社	社外取締役
		日本製鉄株式会社	社外監査役

（注）上記兼職先と当社との間に、特記すべき事項はありません。

（2）社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役	幸　田　真　音	当該事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、政府等審議会委員を歴任した幅広い経験及び国際金融に関する高い見識に基づき、当社の財務、IR等に関する助言・提言を行うなど、取締役としての職責を十分に果たしました。
	渡　邉　光一郎	当該事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、企業経営・ガバナンスに関する豊富な経験及び投資家視点からの高い見識に基づき、当社のガバナンス体制や財務等に関する助言・提言を行うなど、取締役としての職責を十分に果たしました。
	長　嶋　由紀子	2019年３月20日就任以降の当該事業年度に開催した10回の取締役会のすべてに出席し、事業創発や企業経営に深く携わってきた経験及び経営と監査双方の視点による幅広い見識に基づき、当社の事業戦略や組織改革等に関する助言・提言を行うなど、取締役としての職責を十分に果たしました。
監　査　役	三　村　　亨	2019年３月20日就任以降の当該事業年度に開催した10回の取締役会のすべてに出席し、また、10回の監査役会のすべてに出席し、金融、グローバルなリスクマネジメント、地政学、企業法務等の深い見識に基づき、当社のガバナンス体制や業務の効率性等に関する助言・提言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	大　林　　宏	当該事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、また、14回の監査役会のすべてに出席し、法曹界等における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のガバナンス体制や適切な情報開示等に関する助言・提言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	吉　國　浩　二	2019年３月20日就任以降の当該事業年度に開催した10回の取締役会のすべてに出席し、また、10回の監査役会のすべてに出席し、事業部門・間接部門全般に精通した経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のガバナンス体制や組織風土等に関する助言・提言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。

（3）社外役員の報酬等の総額

区　分	社外取締役		社外監査役		計	
	員　数	報酬等の額	員　数	報酬等の額	員　数	報酬等の額
基　本　報　酬	３名	53百万円	４名	66百万円	７名	119百万円

Ⅴ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（1）当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①「公認会計士法」第２条第１項の監査業務に係る報酬等の額	325百万円
②「公認会計士法」第２条第１項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額	95百万円

（2）当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 567百万円

（3）監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、「公認会計士法」第２条第１項の業務以外の業務であるサステナビリティマネジメントに関するアドバイザリー業務及び社債発行に関するコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.及びGallaher Ltd.は、Deloitte LLPの監査を受けており、いずれも当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査は受けておりません。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が「会社法」第340条第１項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の経営理念である『4Sモデル』、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みととらえ、これまでも、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付けて、その充実に向けた取組みを積極的に進めてまいりました。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、2016年2月4日に、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組みについて改めて明文化し、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」として制定いたしました。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。

なお、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」は、当社ウェブサイト（https://www.jti.co.jp/）に掲載しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図（2019年12月末）

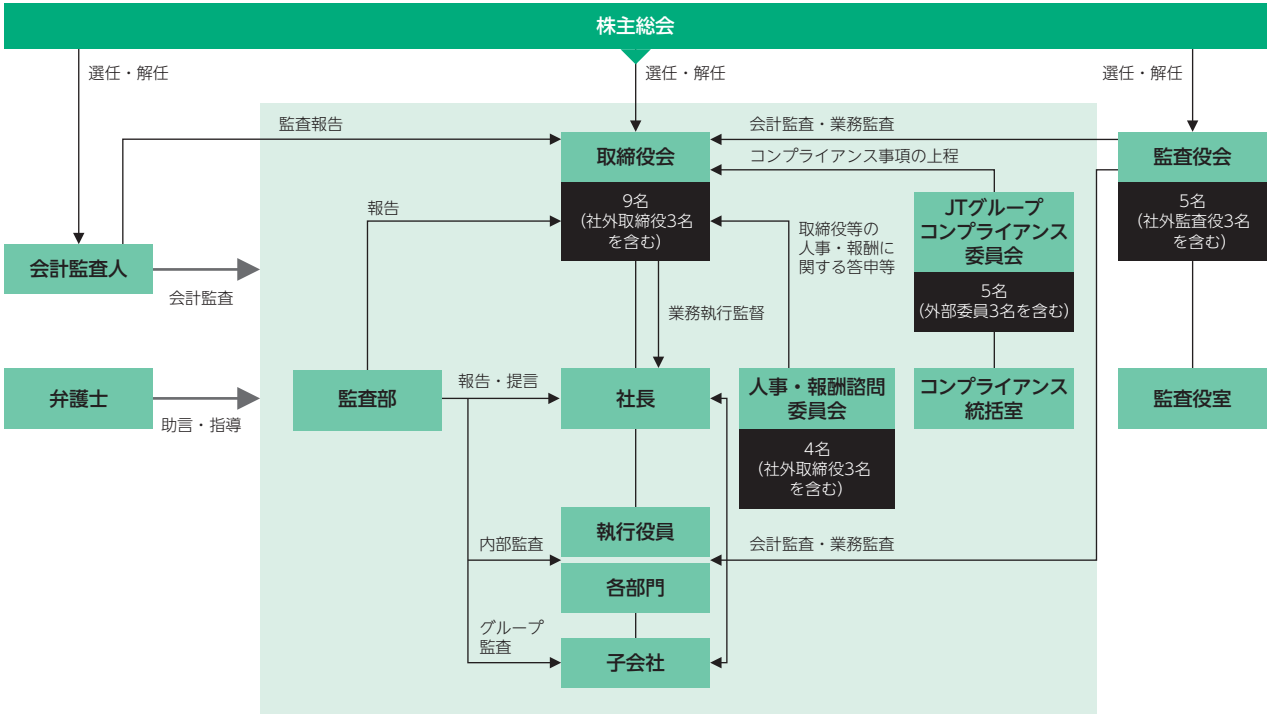

取締役会、監査役会、各委員会の概要

■取締役会
取締役会は、全社経営戦略及び重要事項の決定とすべての事業活動の監督に責任を持つ機関です。その役割・責務を実効的に果たす観点から、取締役会の構成について、次のとおり定めています。
●取締役会は、取締役の員数を15名以内の必要かつ適切な範囲とし、企業人としての高潔な倫理観・知識・経験・能力を兼ね備えた、多様な人財により構成する。
●当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を２名以上選任する。
現在、９名の取締役（うち社外取締役３名）により構成されております。本定時株主総会での承認可決を前提として、９名の取締役（うち社外取締役３名）となる予定です。
2019年度は14回開催し、経営計画の策定、執行役員の選定等の重要事項について審議いたしました。

※当社の取締役会の実効性評価につきましては、本招集ご通知20ページをご参照ください。

■監査役会
監査役会は、経営・法律・財務・会計等の豊富な経験を有する者から構成されるものとしております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会その他重要な会議に出席して発言を行うほか、積極的に事業拠点の視察を行う等、能動的に権限を行使するとともに、独立社外監査役や常勤監査役の職務の特性に応じ、客観的な立場から適切に監査を行っております。
現在、５名の監査役（うち社外監査役３名）により構成されております。
2019年度は14回開催し、監査方針、監査報告書の作成等について審議いたしました。

■人事・報酬諮問委員会
人事・報酬諮問委員会は、従来の経営人財成長支援会議及び報酬諮問委員会の機能を統合し、2019年３月20日に設置した取締役会の任意の諮問機関です。本委員会の設置は、委員会において、経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・業務を執行する取締役の解職についての審議、並びに取締役・執行役員の報酬に関する事項についての審議を経て取締役会へ答申等を行い、もって取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の充実を図ることを目的としています。
現在、委員長である取締役会長と独立社外取締役３名の４名で構成されております。
2019年度は６回開催し、現行役員報酬制度の再点検と報酬制度改定案、報酬水準、経営幹部候補者群の育成プロセス並びに取締役候補者選定等について確認、審議いたしました。

■JTグループコンプライアンス委員会
当社は、コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保するための一環として、JTグループコンプライアンス委員会を設置しております。JTグループコンプライアンス委員会は、取締役会長が委員長を務め、外部委員を主要な構成員としております。
2019年度は３回開催し、コンプライアンス推進に向けた取組み等について議論を行い、その議論結果を2020年度のコンプライアンス実践計画に反映いたしました。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
流動資産	
現金及び現金同等物	357,158
営業債権及びその他の債権	458,513
棚卸資産	677,586
その他の金融資産	21,943
その他の流動資産	410,443
小計	1,925,643
売却目的で保有する非流動資産	30
流動資産合計	1,925,673
非流動資産	
有形固定資産	803,239
のれん	2,002,595
無形資産	440,434
投資不動産	16,588
退職給付に係る資産	67,377
持分法で会計処理されている投資	52,903
その他の金融資産	109,568
繰延税金資産	134,696
非流動資産合計	3,627,397
資産合計	5,553,071

科　目	金　額
流動負債	
営業債務及びその他の債務	408,597
社債及び借入金	284,135
未払法人所得税等	69,543
その他の金融負債	21,862
引当金	16,570
その他の流動負債	701,050
流動負債合計	1,501,757
非流動負債	
社債及び借入金	690,367
その他の金融負債	41,062
退職給付に係る負債	320,614
引当金	19,463
その他の非流動負債	155,768
繰延税金負債	80,430
非流動負債合計	1,307,702
負債合計	2,809,459
資本	
資本金	100,000
資本剰余金	736,400
自己株式	△492,469
その他の資本の構成要素	△431,741
利益剰余金	2,750,506
親会社の所有者に帰属する持分	2,662,696
非支配持分	80,916
資本合計	2,743,611
負債及び資本合計	5,553,071

連結損益計算書 (自 2019年1月1日　至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	2,175,626
売上原価	△942,299
売上総利益	1,233,326
その他の営業収益	95,725
持分法による投資利益	5,011
販売費及び一般管理費等	△831,707
営業利益	502,355
金融収益	8,402
金融費用	△45,526
税引前利益	465,232
法人所得税費用	△103,609
当期利益	361,622
当期利益の帰属	
親会社の所有者	348,190
非支配持分	13,432

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	477,597
現金及び預金	80,282
売掛金	43,174
有価証券	40,000
商品及び製品	32,756
半製品	68,416
仕掛品	2,262
原材料及び貯蔵品	40,120
前渡金	2,093
前払費用	9,893
関係会社短期貸付金	99,536
その他	59,091
貸倒引当金	△26
固定資産	2,136,759
有形固定資産	246,540
建物	92,396
構築物	2,686
機械及び装置	59,262
車両運搬具	1,827
工具、器具及び備品	16,586
土地	71,279
建設仮勘定	2,503
無形固定資産	336,031
特許権	224
商標権	98,896
ソフトウェア	19,581
のれん	214,626
その他	2,705
投資その他の資産	1,554,189
投資有価証券	22,566
関係会社株式	1,482,083
関係会社長期貸付金	17,040
長期前払費用	9,268
繰延税金資産	13,053
その他	11,841
貸倒引当金	△1,663
資産合計	2,614,357

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	696,054
買掛金	10,304
一年内償還予定社債	80,000
リース債務	2,769
未払金	60,869
未払たばこ税	71,178
未払たばこ特別税	10,060
未払地方たばこ税	81,718
未払法人税等	10,555
未払消費税等	32,758
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	323,313
賞与引当金	4,726
その他	7,806
固定負債	500,937
社債	291,904
長期借入金	70,000
リース債務	6,113
退職給付引当金	129,322
その他	3,598
負債合計	1,196,991
(純資産の部)	
株主資本	1,403,136
資本金	100,000
資本剰余金	736,400
資本準備金	736,400
利益剰余金	1,059,205
利益準備金	18,776
その他利益剰余金	1,040,429
新事業開拓事業者投資損失準備金	378
圧縮記帳積立金	45,373
圧縮記帳特別勘定	1,747
繰越利益剰余金	992,930
自己株式	△492,469
評価・換算差額等	12,673
その他有価証券評価差額金	7,283
繰延ヘッジ損益	5,390
新株予約権	1,556
純資産合計	1,417,365
負債純資産合計	2,614,357

損益計算書 (自 2019年1月1日　至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		660,805
売上原価		195,933
売上総利益		464,872
販売費及び一般管理費		335,858
営業利益		129,014
営業外収益		
受取利息	210	
受取配当金	148,354	
その他	7,812	156,376
営業外費用		
支払利息	519	
社債利息	4,084	
その他	1,819	6,422
経常利益		278,968
特別利益		
固定資産売却益	14,202	
投資有価証券売却益	22,912	
ライセンス譲渡益	18,381	
その他	1,000	56,495
特別損失		
固定資産売却損	52	
固定資産除却損	7,025	
減損損失	8,521	
子会社清算損	20,524	
その他	3,461	39,584
税引前当期純利益		295,879
法人税、住民税及び事業税	37,329	
法人税等調整額	△3,920	33,409
当期純利益		262,469

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月７日

日本たばこ産業株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　丸　地　肖　幸	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　芳　賀　保　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　松　下　陽　一	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月７日

日本たばこ産業株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　丸地肖幸	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　芳賀保彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　松下陽一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第１項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月13日

日本たばこ産業株式会社　監査役会

常勤監査役	永田亮子	㊞
常勤監査役	山本　博	㊞
常勤監査役	三村　亨	㊞
監査役	大林　宏	㊞
監査役	吉國浩二	㊞

（注）常勤監査役　三村　亨、監査役　大林　宏及び吉國　浩二は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

ひとの
ときを、
想う。 JT

第35回定時株主総会 会場ご案内図

場所

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階
「ボールルーム」

東京都港区芝公園四丁目8番1号
電話 (03) 5400-1111 (代表)

開催日時：2020年3月19日 (木)
10：00～(受付開始9：00)

交通機関のご案内

● 都営地下鉄「三田線」にて
芝公園駅 **A4出口**から …… 徒歩**7分**
(東エントランス経由 会場まで)

● 都営地下鉄「大江戸線」にて
赤羽橋駅 **赤羽橋口出口**から …… 徒歩**10分**
(南エントランス経由 会場まで)

受付のご案内 地下2階

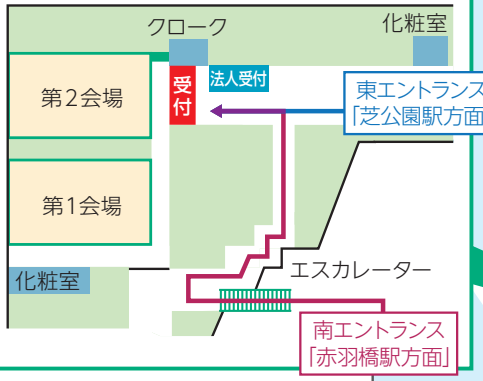

※議決権行使書をお手元にご準備のうえ、受付をお願い申し上げます。

※議決権行使書をお忘れの株主様、法人の株主様は、**受付**に向かって手前右側の**法人受付**までお越しください。

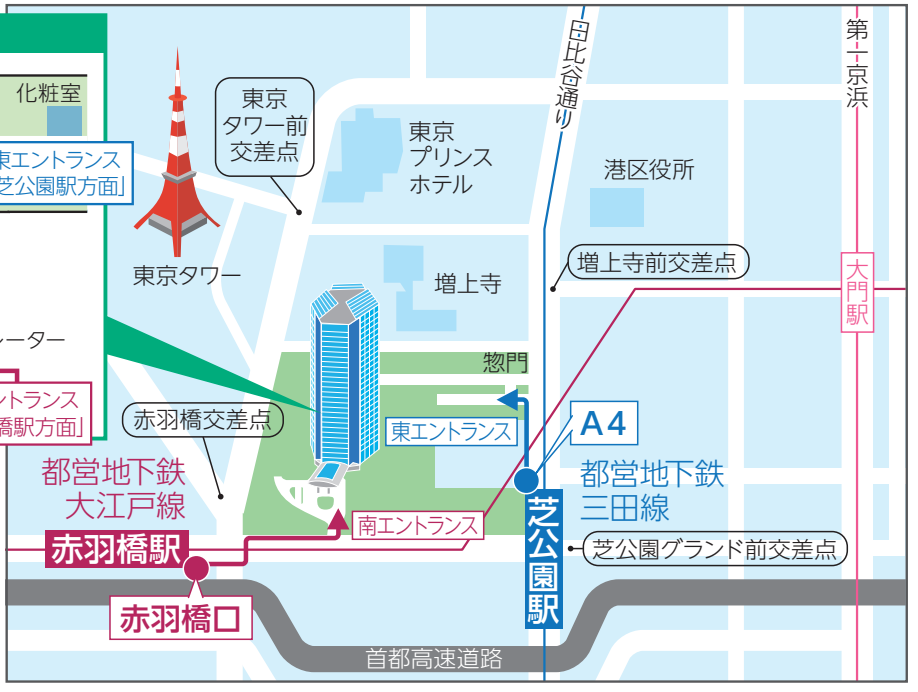

※株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
「東京プリンスホテル」ではございませんので、お間違えのないようご留意ください。

VEGETABLE OIL INK　UD FONT　FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080